

第3次泉南市ひとり親家庭等自立促進計画



泉南市マスコットキャラクター
「泉南熊寺郎」 “せんくま”

平成30年(2018年)3月

泉 南 市

(余白)

はじめに

本市では、2次にわたり「泉南市母子家庭等自立促進計画」、
「泉南市ひとり親家庭等自立促進計画」を策定し、ひとり親
家庭等の方々の自立を支援するための施策を総合的かつ計画的
に進めてまいりました。



近年、景気の拡大は戦後2番目の長さに達し、経済は、緩
やかに回復傾向にあるといわれていますが、依然として消費
の低迷が長引く中、雇用形態の多様化に伴う不安定な雇用条
件下での就労などを要因とし、経済面や就業面においてひとり親家庭の方々を取り
巻く環境はますます厳しさを増しています。

ひとり親家庭の半数が貧困の状況にあるといわれる中、子どもへの貧困の連鎖を
もたらさないよう、きめ細やかで充実した支援の必要性が高まっています。

このような状況をふまえ、ひとり親家庭等の社会的な自立と子どもの健やかな育
成に向けて引き続き、ひとり親家庭の方々に対する自立を支援するための施策を推
進するため、「第3次泉南市ひとり親家庭等自立促進計画」を策定しました。

今後も、本計画に基づき、さまざまな困難と心配を抱えているひとり親家庭等
の方々が、自らの力を発揮し、安定した生活を営みながら、自信と責任を持ち、子育
てに喜びや楽しさを感じることができるとともに、子どもたちがすくすくと健やか
に育つことのできるまちの実現を目指してまいります。

最後に、本計画の策定にあたり、多くの貴重なご意見、ご助言をいただきました
「第3次泉南市ひとり親家庭等自立促進計画策定委員会」の委員の皆様をはじめ、
アンケートにご協力いただきました皆様、ワークショップにご参加いただきました
皆様に心から感謝申し上げます。

平成30年3月

泉南市長 竹中 勇人

(余白)

*** 目 次 ***

第1章 計画の策定にあたって	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の位置づけと期間	3
3. 計画の策定体制	5
第2章 ひとり親家庭等を取り巻く状況	6
1. 泉南市の状況	6
2. ひとり親家庭等の生活実態と意識	12
第3章 計画の基本的な考え方	38
1. 計画の基本目標	38
2. 施策推進にあたっての視点	39
3. 計画の体系	41
第4章 具体的な取り組み	42
1. 相談支援・情報提供	42
2. 子育て・生活支援	44
3. 経済的支援	47
4. 就労支援	49
5. 養育費の確保に向けた支援	51
6. 人権尊重・啓発・教育	52
第5章 推進体制と進行管理	54
1. 関係機関・各種団体との連携	54
2. 計画の進行管理	54
参考資料	55
1. 計画策定の経過と体制	55
2. 関係機関等における取り組み状況	58
3. 用語の解説	62

天皇の退位等に関する皇室典範特例法（平成29年（2017年）6月9日成立、平成29年（2017年）6月16日交付）、及び平成29年（2017年）12月8日に決定された政令に基づき、2019年5月1日に新たな元号へ改元が予定されています。

(余白)



第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

ひとり親家庭等（母子家庭、父子家庭、寡婦）は子育てや家事、生計など、日常生活における様々な役割をひとりで担うことから、心身ともに少なからず負担を抱えるとともに、様々な困難な状況に直面することもあります。

国においては、ひとり親家庭等の就業・自立に向けた総合的な支援に向けて、様々な施策に取り組んでいます。しかし、子どもが低年齢時での離婚や父子家庭の増加などに伴い、ひとり親家庭等特有の課題と、求められる支援はより一層多様化・複雑化してきており、ひとり親家庭等を取り巻く環境はますます厳しいものとなっています。

大阪府においては、平成27年(2015年)3月に「第三次大阪府ひとり親家庭等自立促進計画」を策定し、国や市町村、関係機関との連携のもと、ひとり親家庭や寡婦の自立促進に向けた施策の推進に取り組んでいます。

本市では、ひとり親家庭等（母子家庭、父子家庭、寡婦）の生活の安定と向上を図り、就業・自立等に向けた様々な取り組みを進めるため、平成20年(2008年)3月に第1次「泉南市母子家庭等自立促進計画」、平成25年(2013年)3月に「第二次泉南市ひとり親家庭等自立促進計画」（以下、「前計画」とします。）を策定し、総合的・計画的な施策の推進に努めてきました。

このたび、前計画が計画期間の終期を迎えるにあたり、平成30年度(2018年度)以降のひとり親家庭等を対象とした福祉施策推進のよりどころとなる「第3次泉南市ひとり親家庭等自立促進計画」（以下、「本計画」とします。）を策定することとしました。

本計画においては、国における法制度の改正、大阪府による「第三次大阪府ひとり親家庭等自立促進計画」の策定等を踏まえつつ、ひとり親家庭等の実態や施策ニーズの把握、前計画における実績・課題等の検証を行ったうえで、ひとり親家庭等の社会的な自立と子どもの健やかな育成に向けて、引き続き総合的・計画的に施策展開を図っていきます。



ひとり親家庭等の支援に関する法制度の改正状況

平成25年 (2013年) 3月	母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法の施行 ・母子家庭の母及び父子家庭の父の就業を確保するための支援に特別の配慮がなされたものとしなければならないことなどが規定されました。
平成26年 (2014年) 1月	子どもの貧困対策の推進に関する法律の施行 ・「子供の貧困対策に関する大綱」における重点施策として、ひとり親家庭の保護者に対する就労支援、生活支援が掲げられました。
平成26年 (2014年) 10月	母子及び父子並びに寡婦福祉法の改正 ・父子家庭についても、母子家庭や寡婦と同様に支援対象として、必要な支援を行うことが法律上明記されました。法律名にも父子を加えられました。
平成27年 (2015年) 4月	生活困窮者自立支援法の施行 ・経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある人を対象に「生活困窮者自立支援制度」が施行されました。



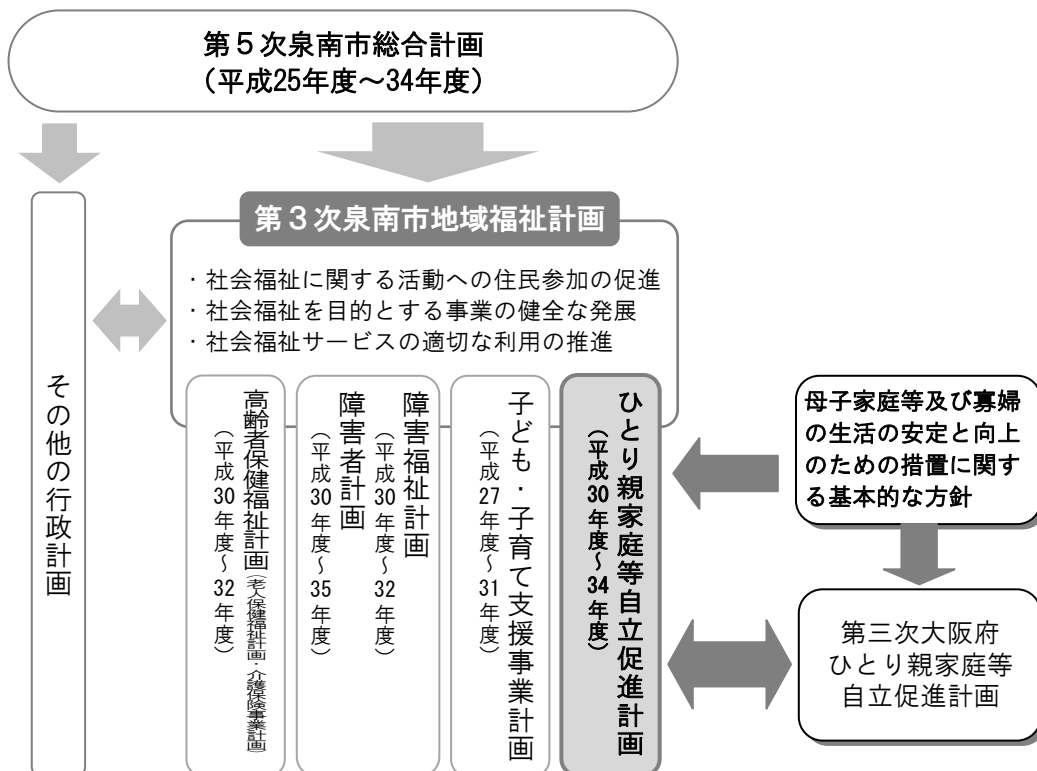
2. 計画の位置づけと期間

(1) 計画の位置づけ

本計画は、母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条に定める「自立促進計画」であり、母子家庭・父子家庭・寡婦の自立支援を総合的に推進するための「基本計画」として位置づけるものです。

また、「第5次泉南市総合計画」及び「第3次泉南市地域福祉計画」を上位計画とし、「泉南市子ども・子育て支援事業計画」などの子育て支援、人権教育、住宅、就労支援等各行政分野の施策・事業や計画との整合・調整を図るとともに、「第三次大阪府ひとり親家庭等自立促進計画」との整合性に留意しながら策定しています。

計画の位置づけ





(2) 計画の対象

本計画は、母子及び父子並びに寡婦福祉法第11条に定める「母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針」を踏まえ、母子家庭、父子家庭、寡婦を対象としています。

また、それぞれの定義と計画中の表記については次のとおりですが、施策の中には市民全般や、企業、関係機関・団体などを対象とするものも含んでいます。

母子家庭	離婚、死別などにより配偶者のない女性が、20歳未満の児童を扶養している家庭
父子家庭	離婚、死別などにより配偶者のない男性が、20歳未満の児童を扶養している家庭
寡婦	配偶者のいない女性で、かつて配偶者のない女性として20歳未満の児童を扶養していたことのある方
ひとり親	母子家庭の母及び父子家庭の父
ひとり親家庭	母子家庭及び父子家庭
ひとり親家庭等	母子家庭・父子家庭及び寡婦

(3) 計画の期間

本計画の期間は、平成30年度(2018年度)から平成34年度(2022年度)までの5年間とし、社会情勢やニーズの変化等により、必要な見直しを行います。



3. 計画の策定体制

計画の策定にあたって、市内に在住するひとり親家庭等の方々を対象に、生活の状況や意識などを把握することを目的に「ひとり親家庭等の生活と意識に関する調査」（アンケート）を実施するとともに、ひとり親家庭等の「生の声」を計画に反映するため、「第3次泉南市ひとり親家庭等自立促進計画にかかるワークショップ」を開催し、計画策定のための基礎資料としました。

ひとり親家庭等に対する施策のあり方を広く検討する場として、泉南市母子寡婦福祉会をはじめとする市民及び関係団体・関係機関の代表で構成される「第3次泉南市ひとり親家庭等自立促進計画策定委員会」を開催し、計画策定に向けた協議を進めました。

また、策定過程において計画案を公表し広く意見を求めるため、意見募集（パブリックコメント）を実施しました。



第2章 ひとり親家庭等を取り巻く状況

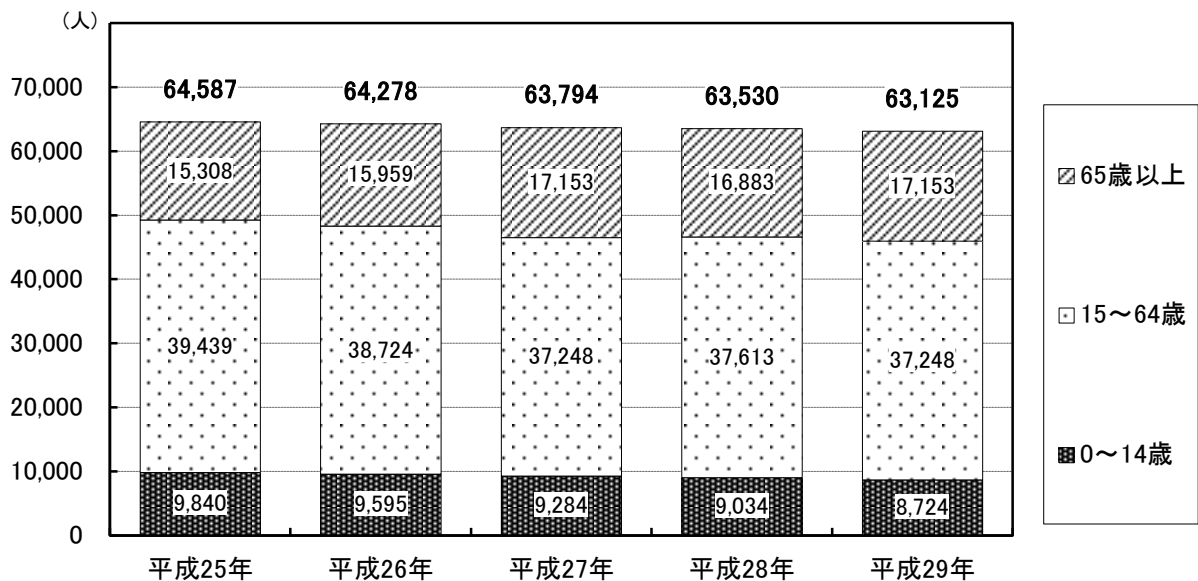
1. 泉南市の状況

(1) 人口・世帯の状況

泉南市の人口は62,886人、世帯数は26,021帯です（平成29年(2017年)9月末現在、住民基本台帳）。人口については年々減少傾向にあります。また、世帯数については核家族化の進行に伴い増加の一途をたどっています。

年齢別人口構成については、人口総数のうち0歳から14歳の年少人口の占める割合が約13.8%であるのに対し、65歳以上の老年人口の割合（高齢化率）が27.3%と市民の4人に1人が高齢者となっています。また、出生数の減少、死亡数の増加が続いた結果、自然減の状態が続いています。

人口総数と年齢別構成



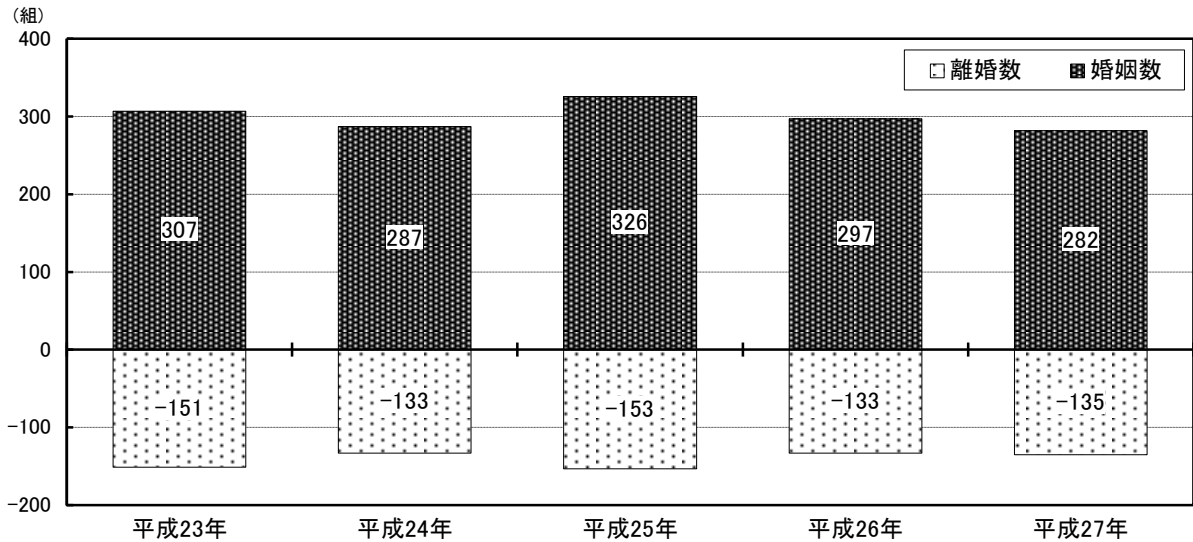
※住民基本台帳人口（各年3月末現在）



(2) 婚姻・離婚の状況

泉南市の近年の婚姻数・離婚数の推移を見ると、婚姻数・離婚数とも増減を繰り返しており、平均すると婚姻数は年300組、離婚数は年141組という状況です。

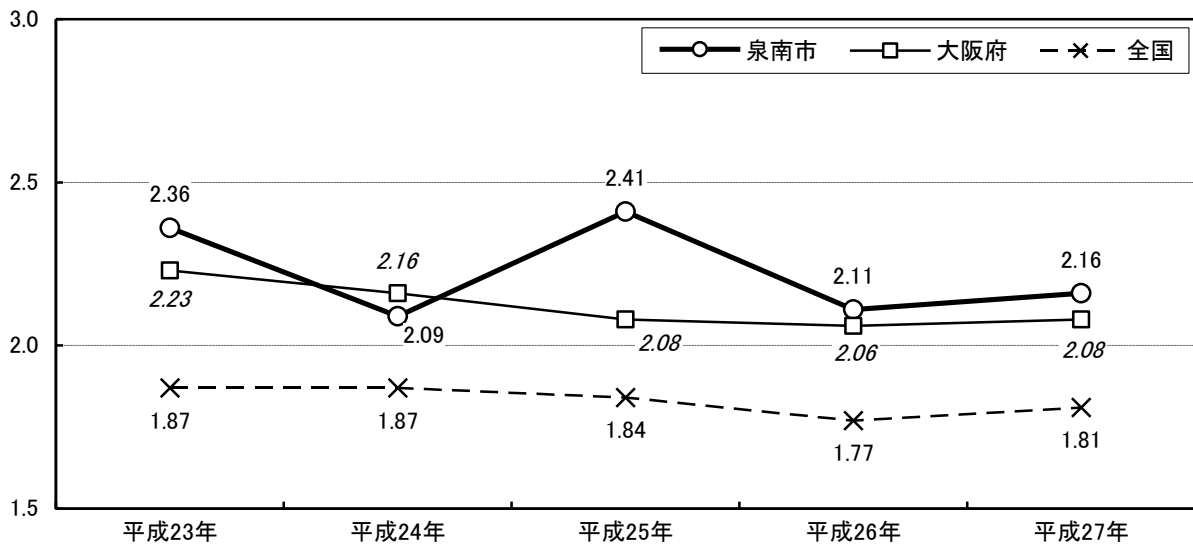
泉南市の婚姻数・離婚数の推移



資料：人口動態統計

泉南市における近年の離婚率（人口千人あたりの離婚数）は、一部の年を除き、大阪府や全国の平均と比べて高い水準で推移しています。

離婚率（人口千人あたり離婚数）の泉南市・大阪府・全国平均の比較



資料：人口動態統計



(3) ひとり親家庭等の状況

国勢調査では、ひとり親世帯のうち、未婚、死別または離別の母親あるいは父親と20歳未満の子どものみで構成される一般世帯を母子世帯、あるいは父子世帯といいます。

母子世帯・父子世帯それぞれの推移を見ると、両世帯とも平成22年(2010年)をピークとして減少に転じていますが、母子世帯については6歳未満の子どものいる世帯は平成22年(2010年)から平成27年(2017年)にかけて増加しています。

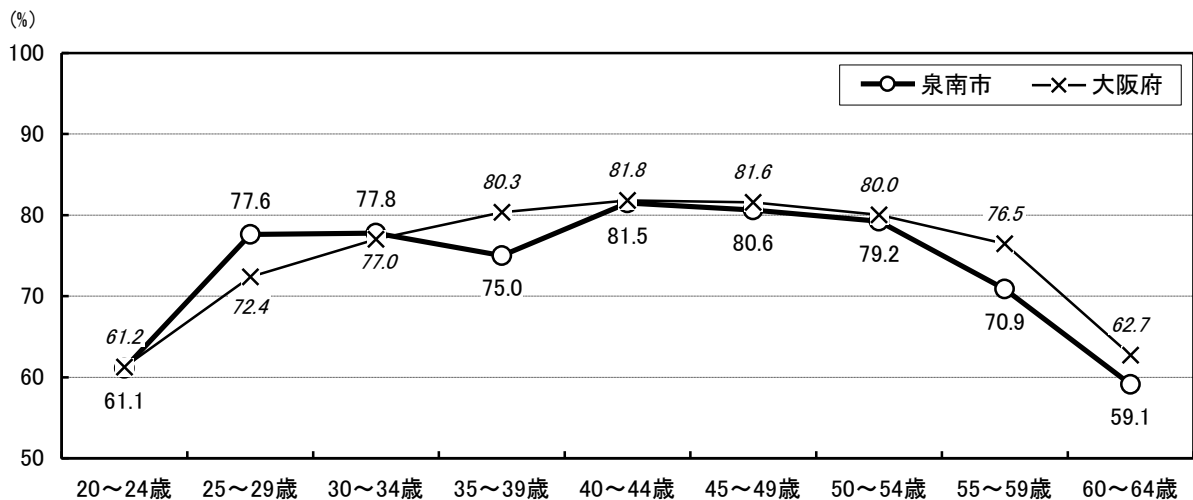
母子世帯・父子世帯の推移(単位:世帯)

	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
母子世帯	260	322	445	490	485
うち6歳未満の子どものいる世帯	44	81	105	84	94
父子世帯	43	40	57	57	44
うち6歳未満の子どものいる世帯	3	5	9	4	3
合計	303	362	502	547	529
うち6歳未満の子どものいる世帯	47	86	114	88	97

資料: 国勢調査

ひとり親家庭等のうち、最も多くを占めている離別した女性の就業率について大阪府平均と比較したところ、泉南市では20歳代前半の就業率が大阪府平均より高く、30歳代後半について大阪府平均を大きく下回っています。

離別女性の就業率



資料: 平成27年(2015年)国勢調査



(4) ひとり親家庭等を対象とした施策の実施状況

泉南市では、平成25年(2013年)3月に策定した前計画に基づき、総合的な施策の推進に努めてきました。主な取り組みについて整理すると次のとおりとなります。

基本方向	ひとり親家庭等を対象とした取り組み	関連する主な取り組み
相談支援・ 情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ○母子・父子自立支援員による相談支援 専門知識を有する母子・父子自立支援員が、ひとり親家庭等や離婚前の市民が抱えている問題を把握し、生活の安定と自立に向けて必要な情報を提供し、きめ細かな助言を行います。 ○母子・父子自立支援プログラムの策定と支援 児童扶養手当受給者を対象として、母子・父子自立支援プログラム策定員が自立支援プログラムを作成し、ハローワークなどの関係機関との連携のもとにプログラムに基づいた就労支援を行います。 ○泉南市母子寡婦福祉会による相談事業 ○母子父子福祉推進委員（大阪府委嘱）による相談事業 	<ul style="list-style-type: none"> ○広報やリーフレット、窓口などによる各種制度・サービスの周知・広報 ○各種相談事業（家庭児童相談、各種健康相談、女性相談、人権相談、DV相談、就労支援相談、弁護士による法律相談など） ○社会福祉協議会の心配ごと相談 ○民生委員児童委員、主任児童委員による相談事業
子育て・ 生活支援	<ul style="list-style-type: none"> ○保育所への優先入所 入所選考において、ひとり親家庭に対し優先度を高く設定し、配慮に努めています。 ○ひとり親家庭日常生活支援制度 ひとり親家庭等が、一時的に生活援助や保育を必要とする場合などに、家庭生活支援員の派遣や児童の保育を行ったり、養護施設などで短期間児童を養育・保護しています。 	<ul style="list-style-type: none"> ○各種保育サービス ○留守家庭児童会事業 ○ファミリーサポートセンター事業 ○健診未受診児等の家庭訪問事業、乳児家庭全戸訪問事業 ○公営住宅入居募集時の配慮
経済的支援	<ul style="list-style-type: none"> ○児童扶養手当の給付 父母の離婚などで、父又は母と生計を同じくしていない子どもが育成される家庭(ひとり親家庭等)の生活の安定と自立の促進に寄与し、子どもの福祉の増進を図ることを目的として、子どもの数や受給資格者の所得などにより決められた手当を給付します。 ○ひとり親家庭医療 母子家庭や父子家庭で、18歳に到達した最初の3月31日までの子と母又は子と父あるいは両親のいない子と養育者の保険診療の医療費を助成します。 ○母子寡婦福祉資金 20歳未満の子どもを育てているひとり親家庭の親と寡婦に対し、経済的な安定と自立のために必要な資金の貸付相談を受け付けてしています。 	<ul style="list-style-type: none"> ○生活困窮者を対象とした生活保護制度 ○生活困窮者自立支援事業 ○就学援助費の給付



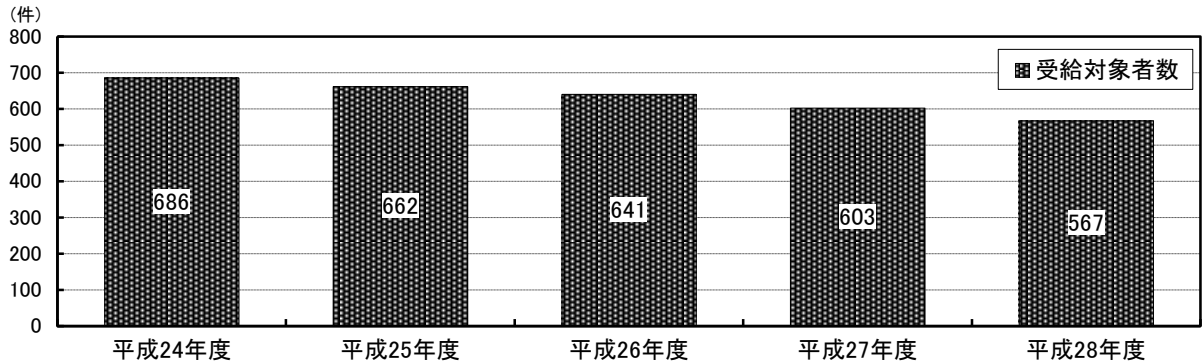
第2章 ひとり親家庭等を取り巻く状況

基本方向	ひとり親家庭等を対象とした取り組み	関連する主な取り組み
就労支援	<ul style="list-style-type: none"> ○母子・父子自立支援プログラム策定員及び母子・父子自立支援員による就労相談 就労に関するひとり親家庭の相談に母子・父子自立支援プログラム策定員が応じ、家庭の状況やニーズに応じた求人情報の提供を行うとともに、ハローワークと連携して実施する母子・父子自立支援プログラム事業の充実を図り、早期自立に努めています。 ○ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金 ひとり親家庭の母または父が、雇用の安定及び就職の促進を図るために、就業相談を通じて指定した講座を受講した後にその経費の一部を訓練給付金として支給します。 ○ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金 ひとり親家庭の母または父が、就職に有利な一定の職種の資格を取得するため、養成機関で修業期間中の生活を支援します。 ○大阪府母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度の情報提供、相談、申込受付、審査 ○(社福)大阪府母子寡婦福祉連合会の大阪府母子家庭等就業相談・自立支援センターによる就業相談 	<ul style="list-style-type: none"> ○就労困難者を対象とした地域就労支援事業（就職支援コーディネーターによる相談・支援、講習会・セミナーの開催など） ○特定求職者雇用開発助成金の給付 ○事業者への公正採用選考人権啓発推進員制度の周知及び推進員の研修等への情報提供
養育費の確保に向けた支援	<ul style="list-style-type: none"> ○母子・父子自立支援員などによる離婚前相談、養育費に関する相談 	<ul style="list-style-type: none"> ○法律相談など各種相談事業
人権尊重・啓発・教育	<ul style="list-style-type: none"> ○ひとり親家庭等も含め、市民全般を対象として施策・事業を実施しています。 	<ul style="list-style-type: none"> ○人権教育・人権啓発の推進 ○せんなん男女平等参画プランの推進 ○事業所などに対する啓発 ○配偶者等からの暴力（DV）に関する相談・指導・援助



ひとり親家庭を対象とした児童扶養手当の受給対象者数の状況を見ると、平成24年度(2012年度)以降、減少する傾向にあります。

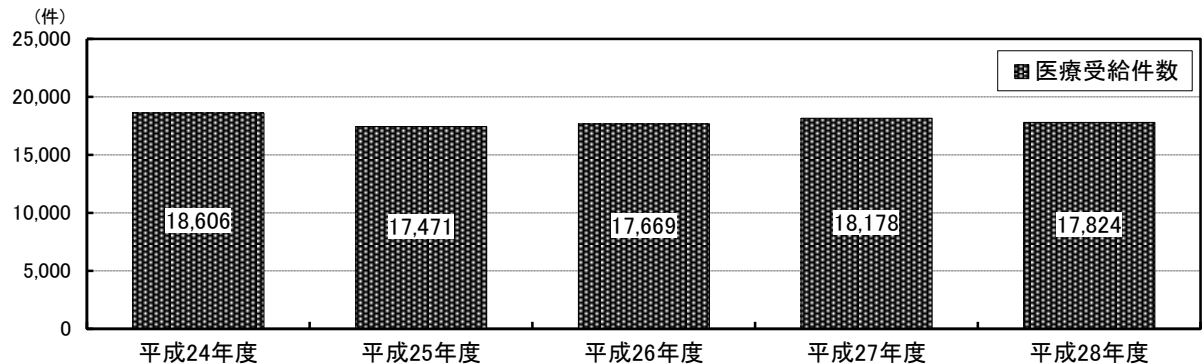
児童扶養手当受給対象者数の推移



資料：生活福祉課

ひとり親家庭医療の受給状況は、年度により増減を繰り返しています。

ひとり親家庭医療の受給状況



資料：生活福祉課

その他、ひとり親家庭等に関わる事業の実施状況は次のとおりです。

ひとり親家庭に関わる各種事業の実施状況

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
母子・父子自立支援員による相談支援	353件	452件	529件	469件	472件
母子家庭等高等職業訓練促進費の支給	13人	12人	6人	5人	7人
母子自立支援プログラムの策定	90件	71件	70件	65件	81件
DVに関する相談	35件	33件	26件	26件	25件

資料：生活福祉課



2. ひとり親家庭等の生活実態と意識

(1) ひとり親家庭等の生活と意識に関する調査

① 調査方法と回収状況

本計画の策定にあたって、市内在住のひとり親家庭等の世帯を対象に、生活の実情や意識などを把握し、子育て支援をはじめ、就労支援、経済的支援などの施策立案の参考とするためにアンケート調査を実施しました。調査の方法や回収状況は次のとおりです。

調査対象	・ 児童扶養手当の現況届と併せた配布 636件 ・ 泉南市母子寡婦福祉会を通じた配布 92件 合計728件
調査方法	郵送及び福祉会会員の手渡しによる配布、郵送及び市役所窓口における回収
調査期間	平成29年(2017年)8月1日～31日までを基本とし、9月下旬まで回収しました。
回収状況	有効回答数 498件 (有効回答率 68.4%)

※アンケート調査結果における各設問の母数n (Number of caseの略)は、設問に対する有効回答者数を意味します。

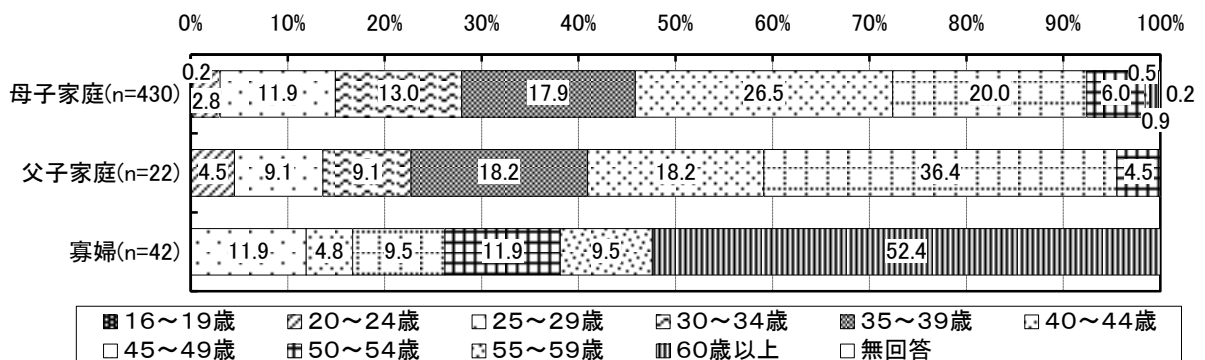
※各選択肢の構成比(%)は小数点第2位以下を四捨五入しています。このため、択一式の回答については構成比の合計が100%にならない場合があります。また、複数回答が可能な設問の場合、選択肢の構成比の合計が100%を超える場合があります。

※グラフ中の数字は、特に断り書きのないかぎりすべて構成比を意味し、単位は%です。

② 主な集計結果

◆回答者の年齢

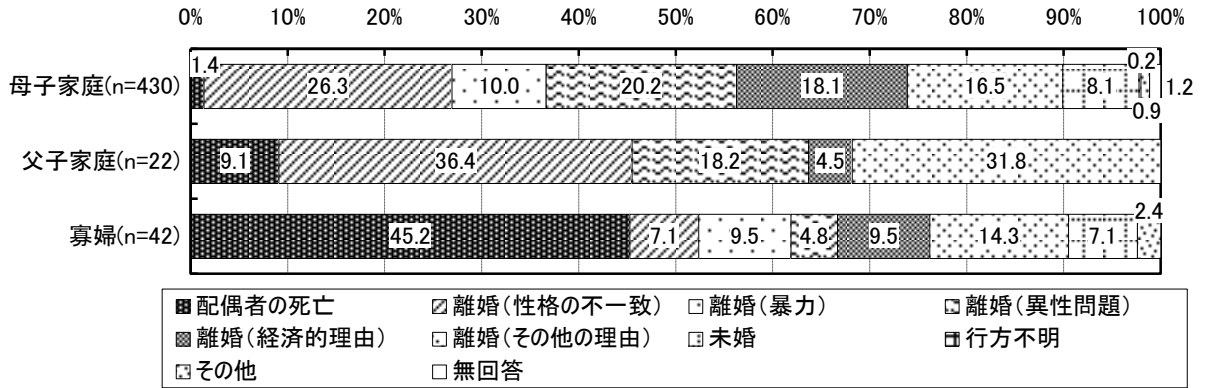
- ・ 母子家庭の53.9%、父子家庭の59.1%が40歳以上の回答者となっています。
- ・ 寡婦については、52.4%が60歳以上となっています。





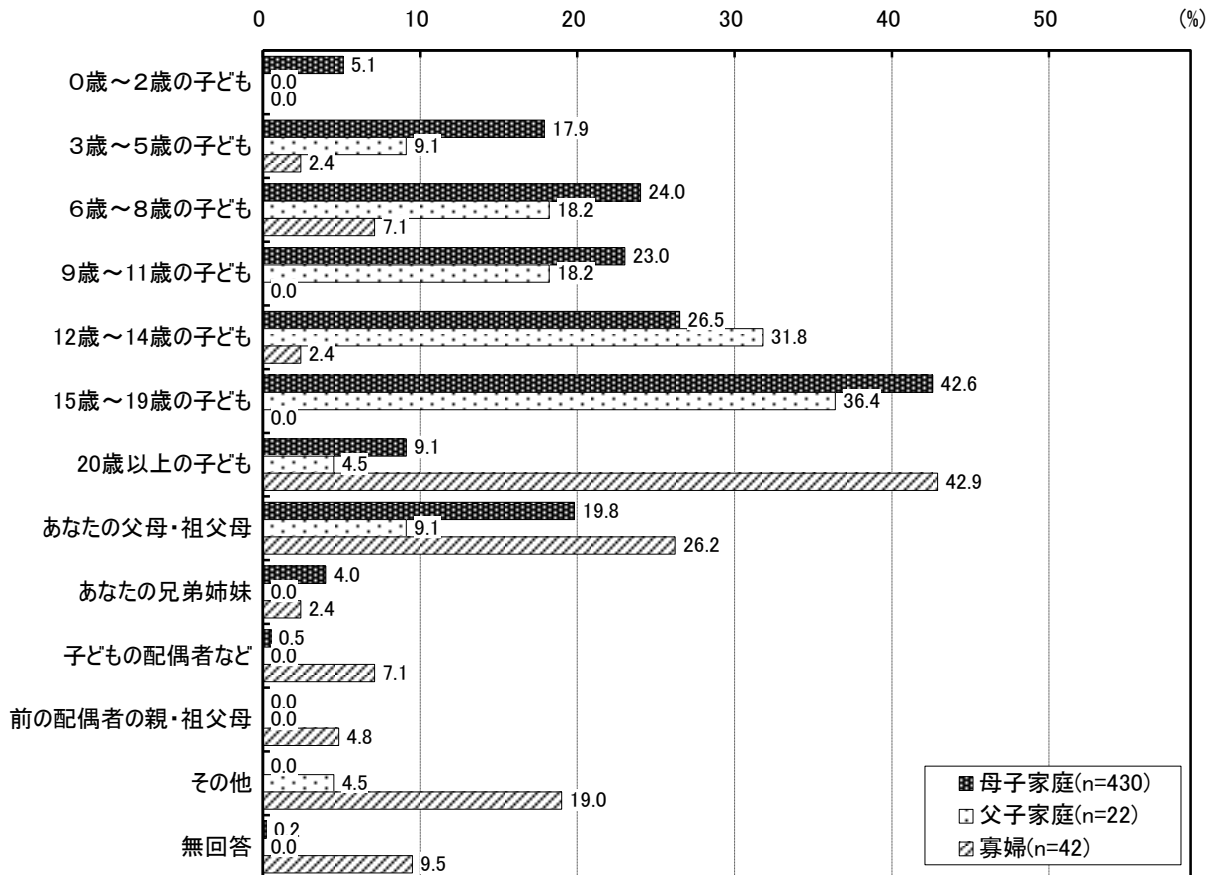
◆ひとり親家庭となった理由

- ・母子家庭・父子家庭とも性格の不一致や異性問題、経済的な理由などによる離婚が多くを占めています。
- ・寡婦については、「配偶者の死亡」が半数近くを占めています。



◆一緒に住んでいる家族

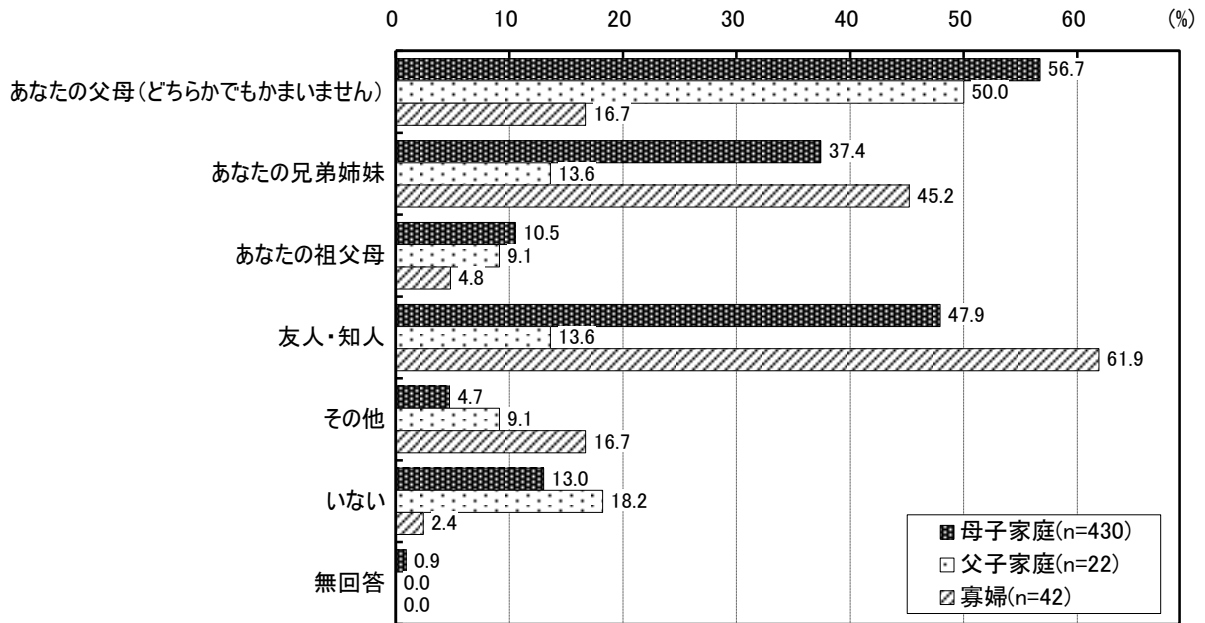
- ・母子家庭と父子家庭では、回答者の年齢が高めであることを反映し、「15歳～19歳の子ども」「12歳～14歳の子ども」が多く、乳幼児の割合が低くなっています。
- ・寡婦については、「20歳以上の子ども」と同居している人が多く見られます。





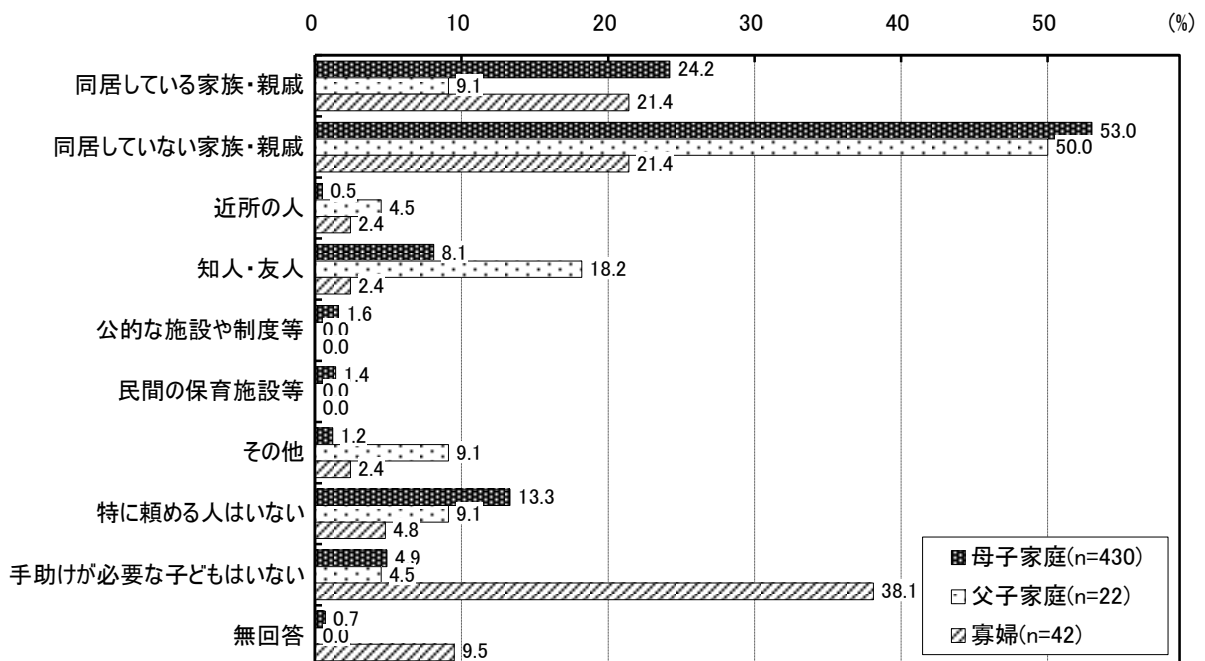
◆近くに親戚や友人・知人がいるか

- ・ およそ30分以内に行き来できる範囲に親戚や友人・知人がいるか尋ねたところ、母子家庭では、「父母」、「友人・知人」、「兄弟姉妹」の順となっています。
- ・ 父子家庭については「父母」、寡婦については「友人・知人」が最も多く見られます。



◆手助けを頼みたいときの依頼先

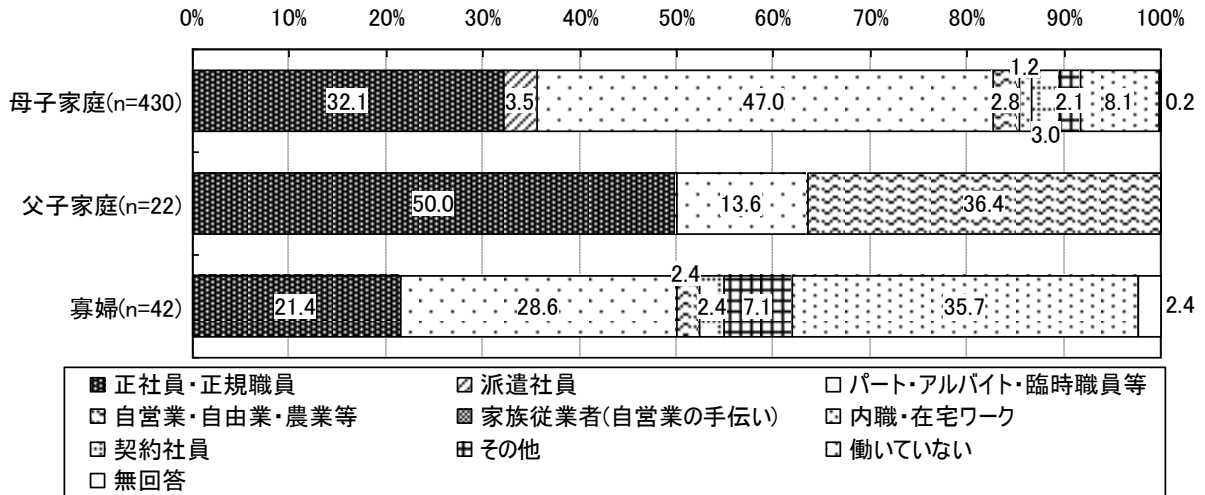
- ・ 仕事の都合や病気などにより一時的に子どもの世話をすることができないなど、手助けを頼みたいときの依頼先を尋ねたところ、母子家庭・父子家庭とも「同居していない家族・親戚」が50%以上となっています。



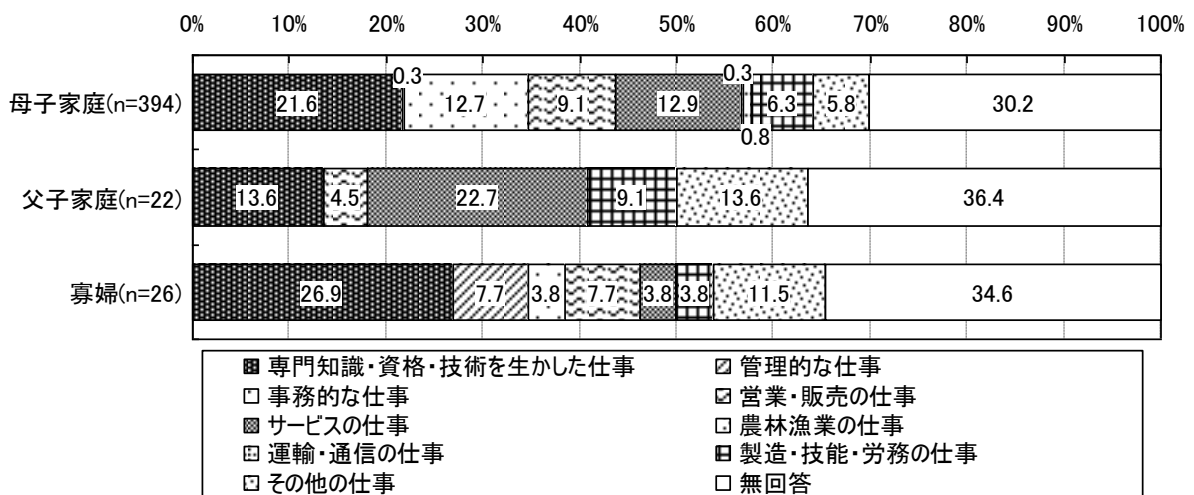


◆回答者（ひとり親家庭等の親）の現在の就業状況

- ・母子家庭の母親の91.7%、父子家庭の父親の全員、寡婦の61.9%が何らかの形態で働いています。
- ・「正社員・正規職員」の割合は母子家庭の32.1%、父子家庭の50.0%、寡婦の21.4%となっています。



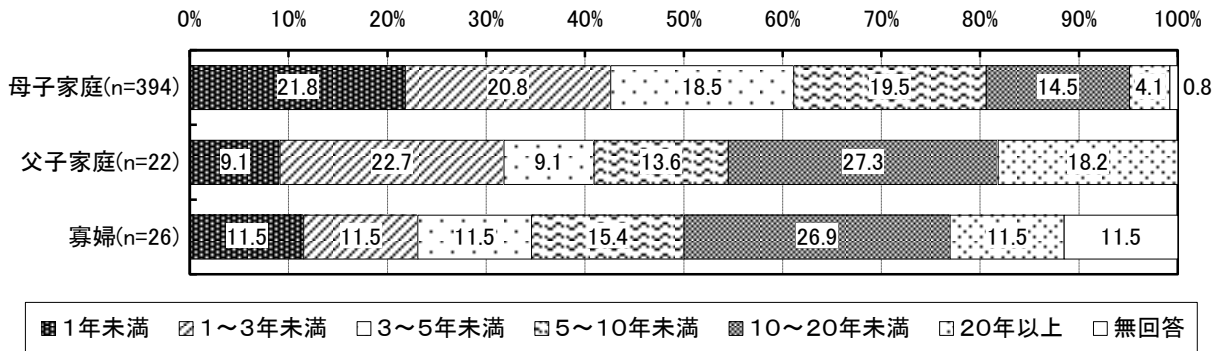
- ・母子家庭の母親については、「専門知識・資格・技術を生かした仕事」が21.6%、「サービスの仕事」が12.9%、「事務的な仕事」が12.7%などの順となっています。
- ・父子家庭の父親については、「サービスの仕事」が22.7%と最も多くを占めています。
- ・寡婦については、「専門知識・資格・技術を生かした仕事」が26.9%と最も多くを占めています。





◆現在の仕事の勤続年数

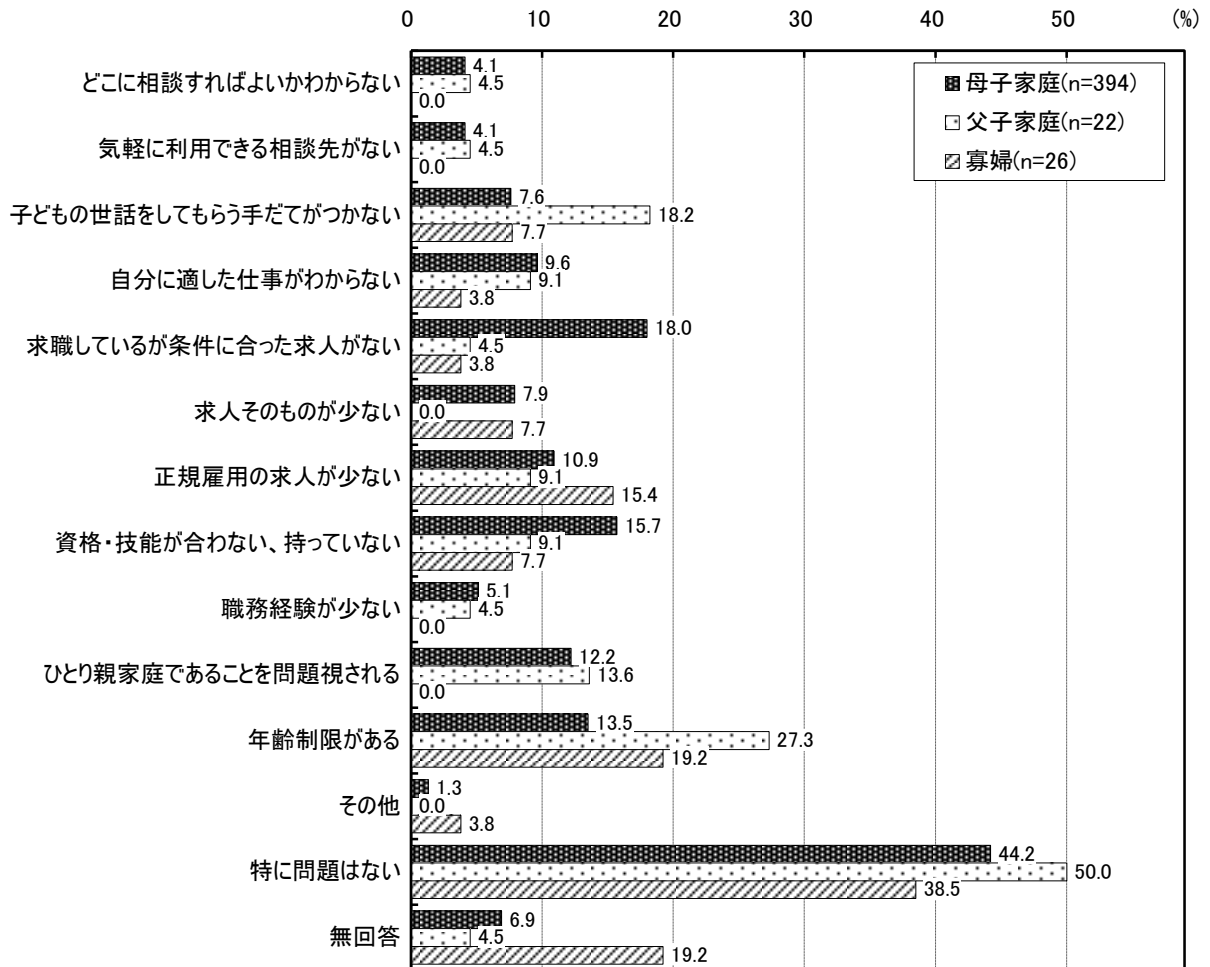
・母子家庭の母親について、勤続3年未満の人が42.6%を占めています。



◆仕事に就いたり、求職・転職する際の問題点

・母子家庭の母親では「求職しているが条件に合った求人がない」が18.0%、「資格・技能が合わない、持っていない」(15.7%)、「年齢制限がある」(13.5%)、「ひとり親家庭であることを問題視される」(12.2%) などとなっています。

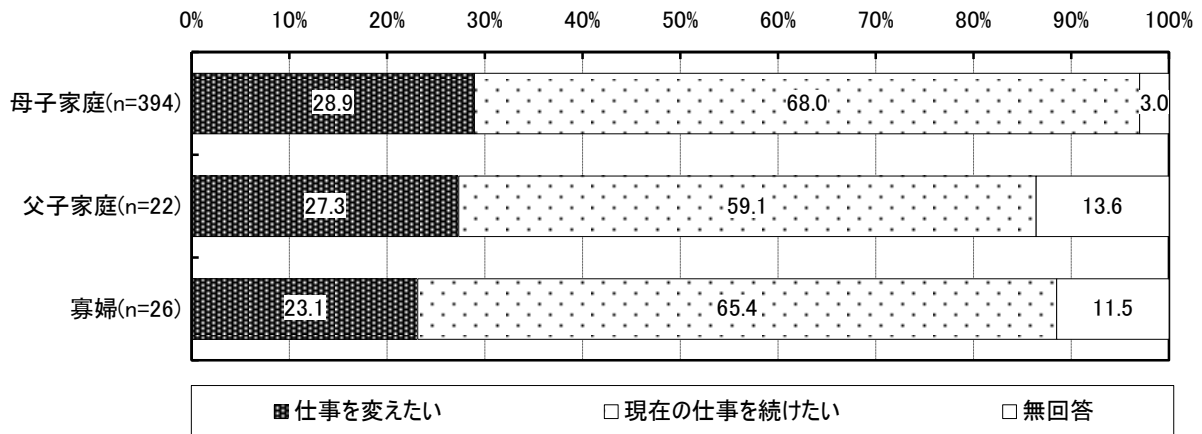
・父子家庭や寡婦については「年齢制限がある」が多くを占めています。





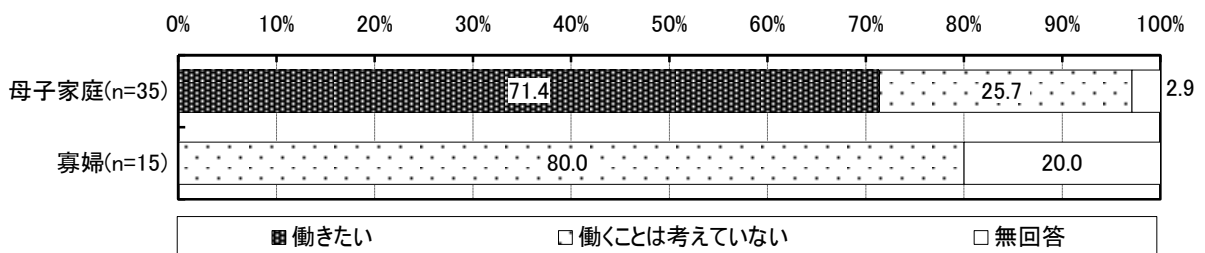
◆**転職の意向**

- ・ 母子家庭の母親の28.9%、父子家庭の父親の27.3%、寡婦の23.1%が「仕事を変えたい」と答えています。
- ・ 転職先としては「正社員・正規職員」が圧倒的に多くなっています。
- ・ 転職を希望する理由としては母子家庭・父子家庭とも「収入がよくない」が最も多くを占めています。



◆**現在、働いていない人の就労意向**

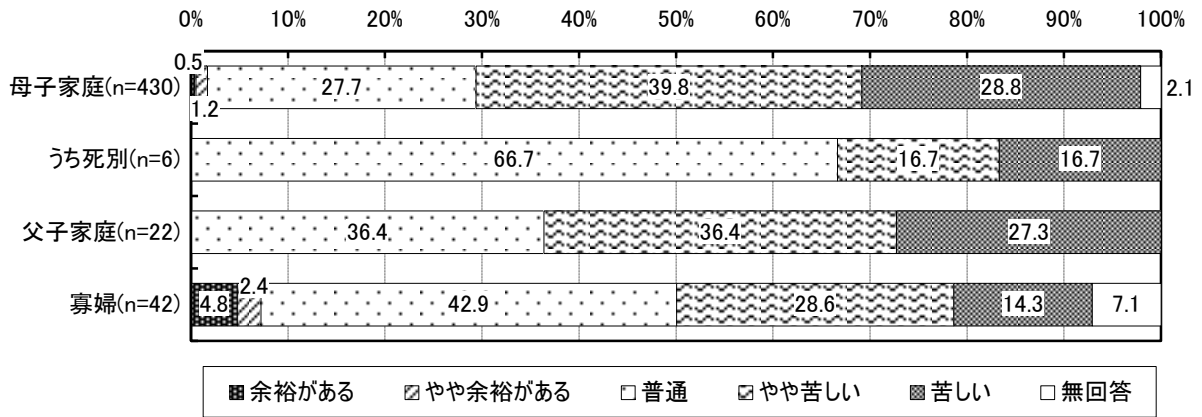
- ・ 母子家庭で現在働いていない人のうち、71.4%が「働きたい」と答え、時期としてはすぐに働きたいと答えています。
- ・ 希望する就業形態としては、「パート・アルバイト・臨時職員等」と「正社員・正規職員」がほぼ同じ割合となっています。
- ・ 働きたい理由としては、「子どもを扶養するためのお金が必要だから」が最も多くを占めています。





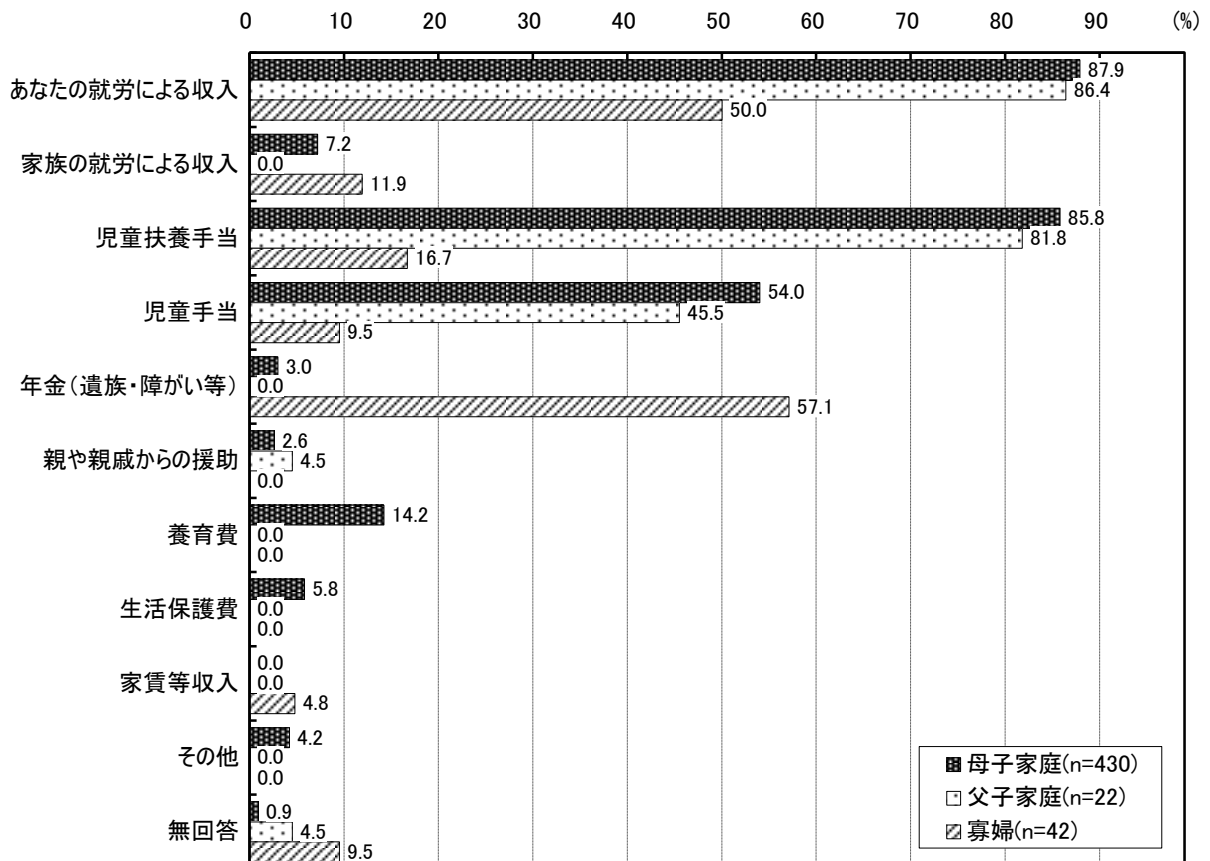
◆経済的な生活状況についての意識

・現在の経済的な生活状況について「苦しい」「やや苦しい」と感じている人は、母子家庭の68.6%、父子家庭の63.7%を占めています。母子家庭のうち、ひとり親家庭になった理由別にみると、死別の場合、「普通」という人が66.7%となっています。



◆世帯の収入の種類

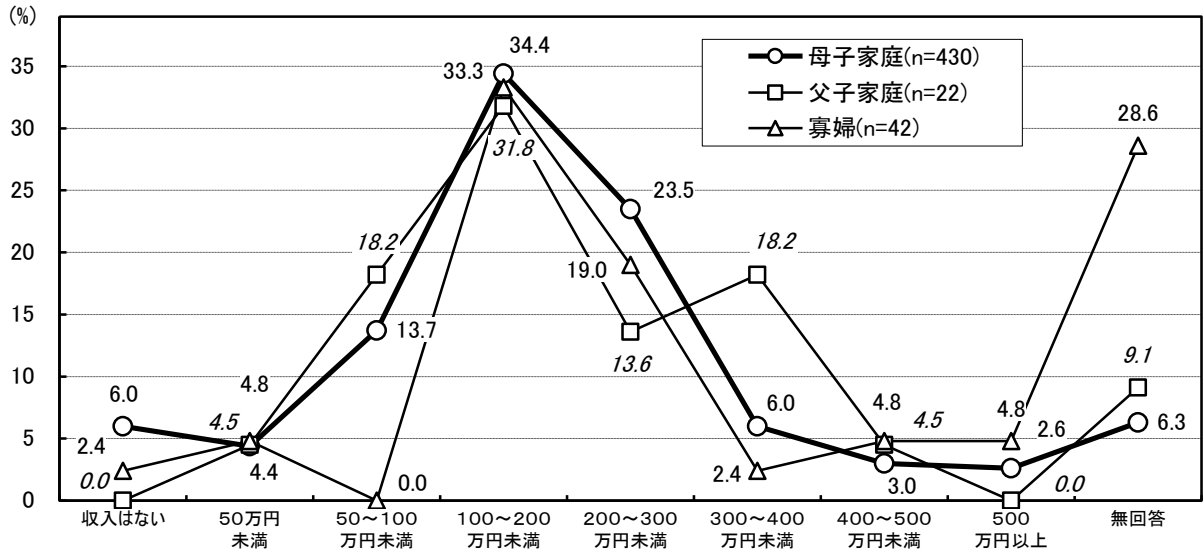
・世帯の収入の種類としては、母子家庭・父子家庭とも回答者本人（親）の就労による収入と児童扶養手当、児童手当を上げる人が多くを占めています。
 ・寡婦については、年金が57.1%、本人の就労による収入が50.0%となっています。



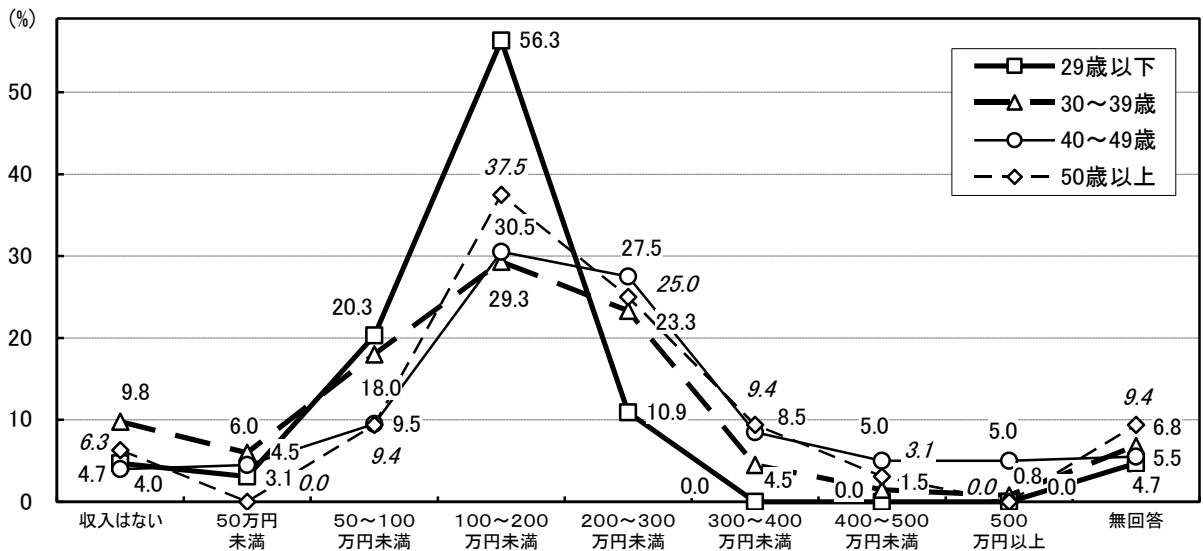


◆回答者（ひとり親家庭等の親）の年間総収入額

- ・ 年間の総収入額については、母子家庭、父子家庭、寡婦とも100～200万円未満という家庭が最も多くを占めており、年間収入200万円未満の家庭の割合は母子家庭の58.5%、父子家庭の54.5%、寡婦の40.5%を占めています。
- ・ 母子家庭のうち、母親の年齢別にみると、29歳以下で年間収入200万円未満の家庭の割合が84.4%となっています。



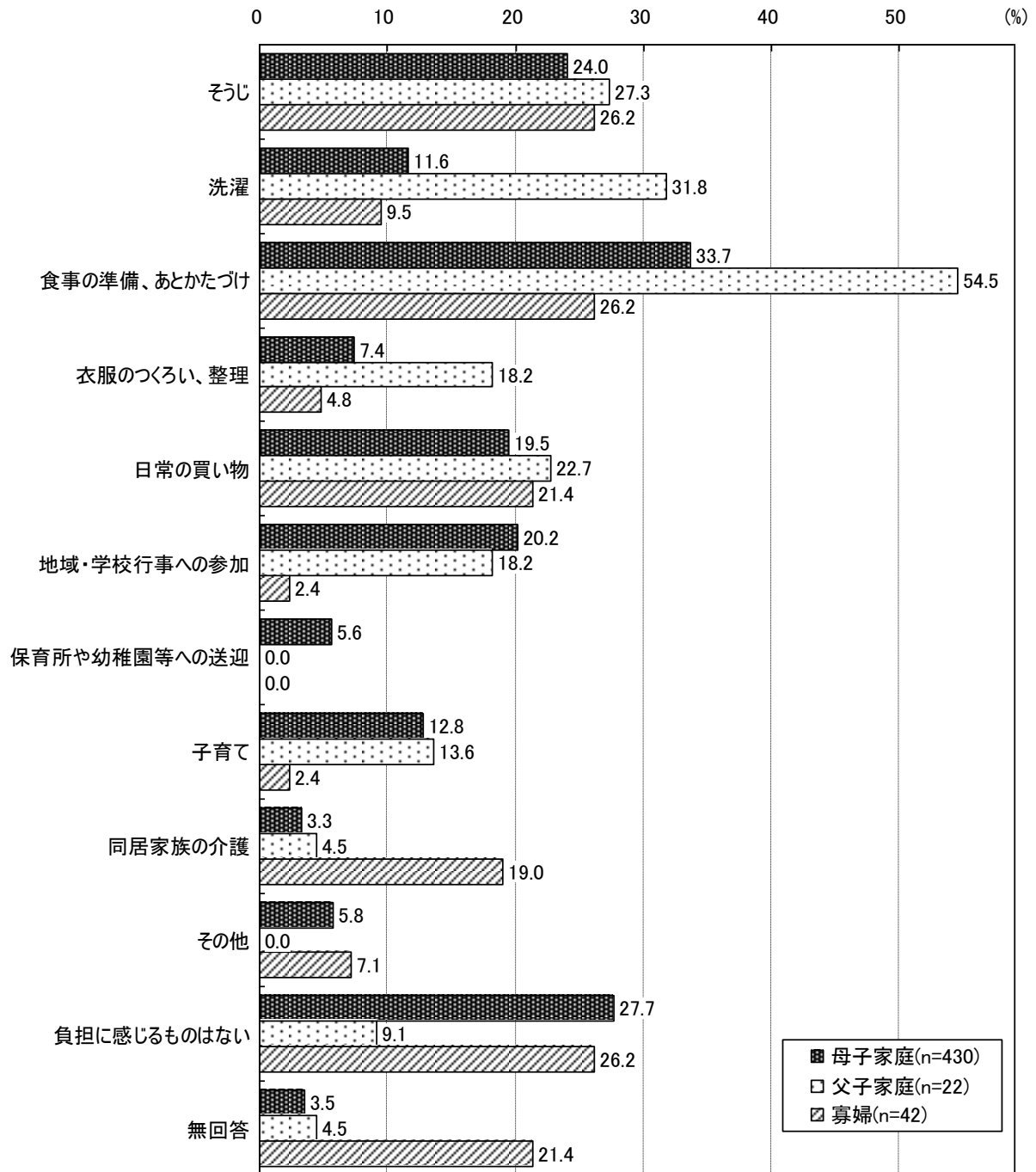
■母子家庭／回答者本人の年齢別





◆日常生活で負担になっていること

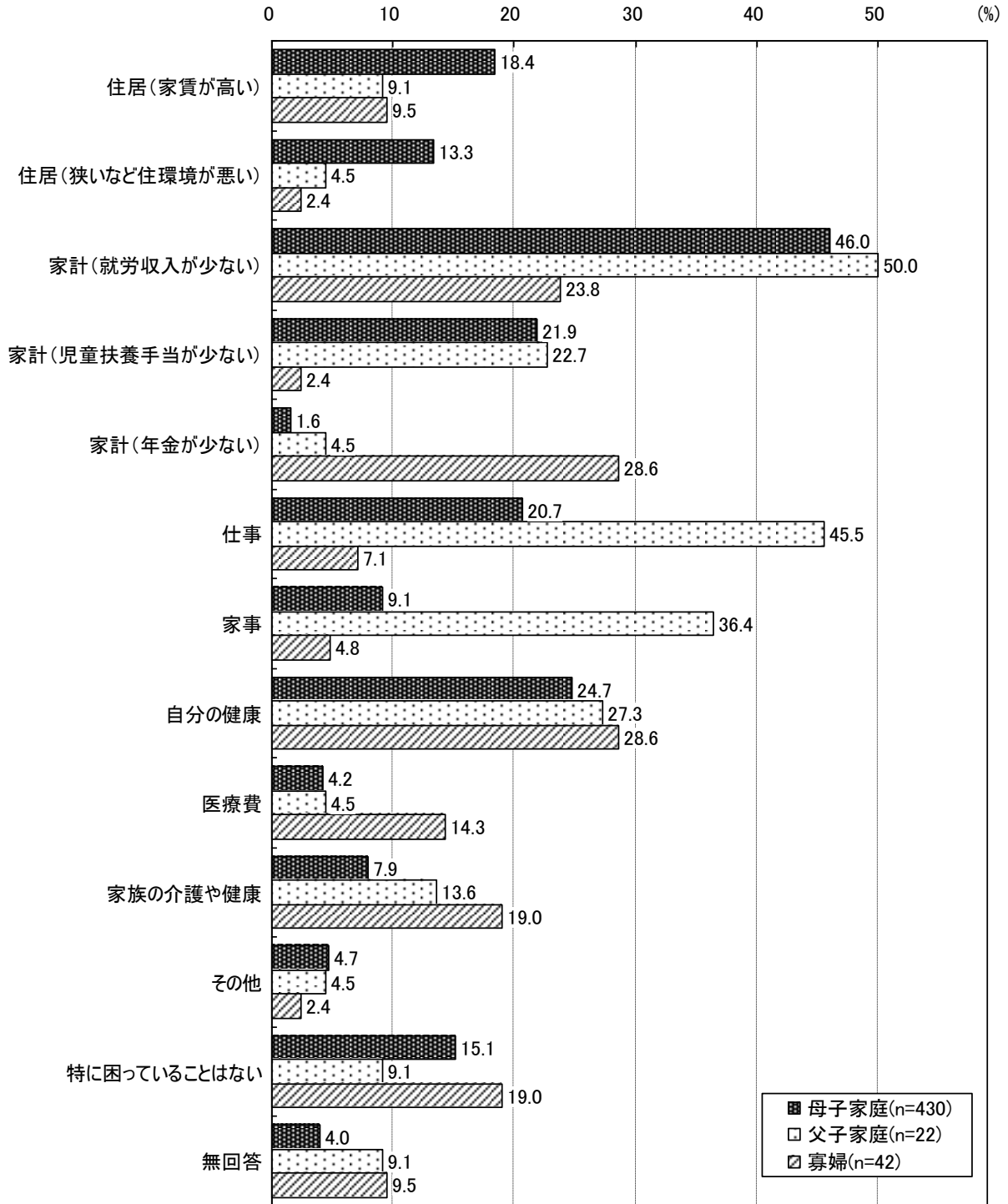
・「食事の準備、あとかたづけ」が多く、特に父子家庭では54.5%と半数を超えています。
また、父子家庭では「洗濯」も31.8%と多くなっています。





◆自分のことで困っていること

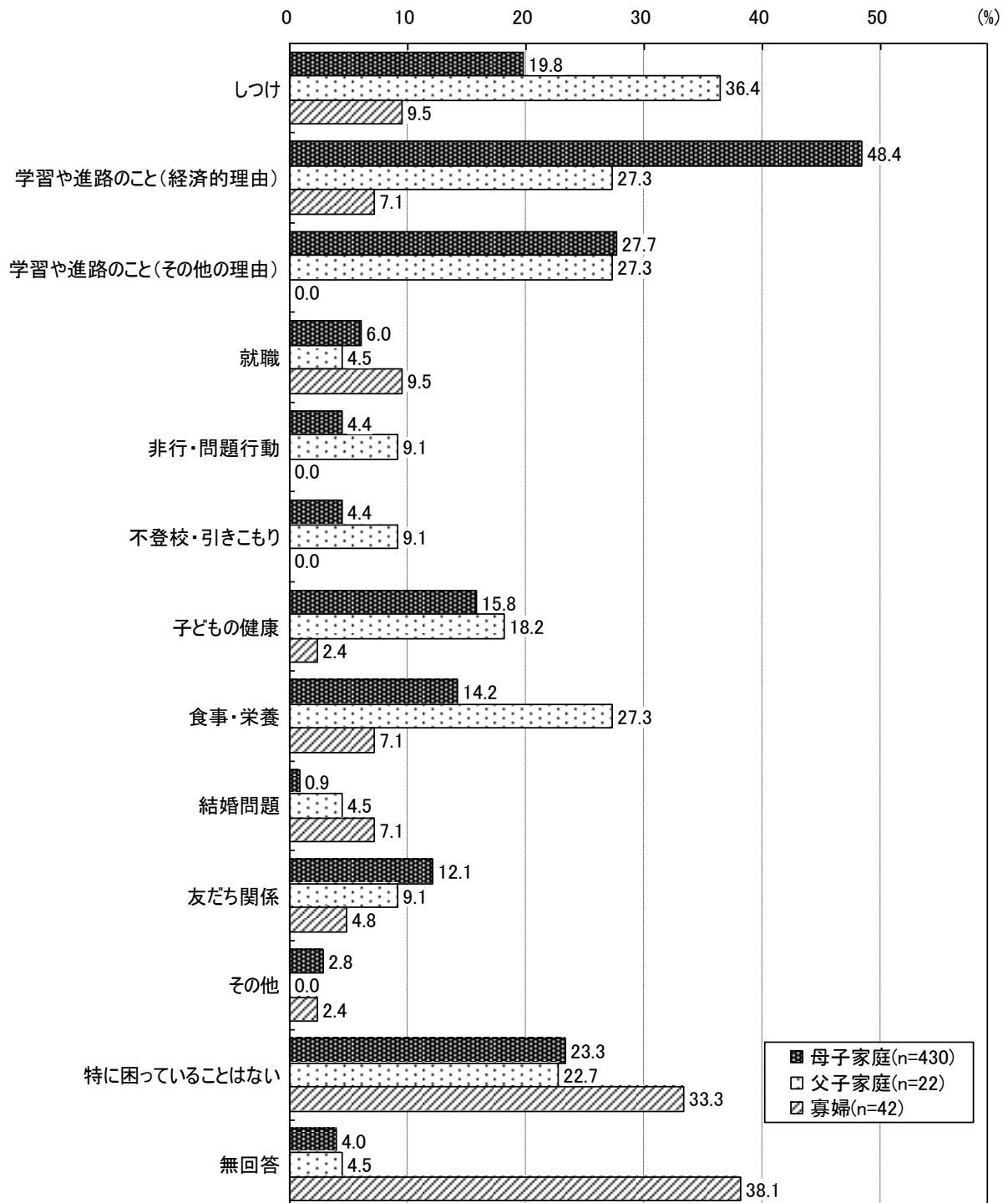
・母子家庭・父子家庭とも、「家計（就労収入が少ない）」が最も多く、母子家庭の46.0%、父子家庭の50.0%を占めています。これに次いで、父子家庭では「仕事」が45.5%、「家事」が36.4%と多くみられます。





◆子どものことで困っていること

- ・母子家庭では「学習や進路のこと（経済的理由）」が48.4%と最も多くを占めています。
- ・父子家庭では「しつけ」が36.4%と最も多く、次いで「学習や進路のこと（経済的理由）」、「学習や進路のこと（その他の理由）」、「食事・栄養」がそれぞれ27.3%を占めています。
- ・母子家庭で「学習や進路のこと（経済的理由）」と答えた人は、子どもの年齢が高くなるほど増える傾向にあります。

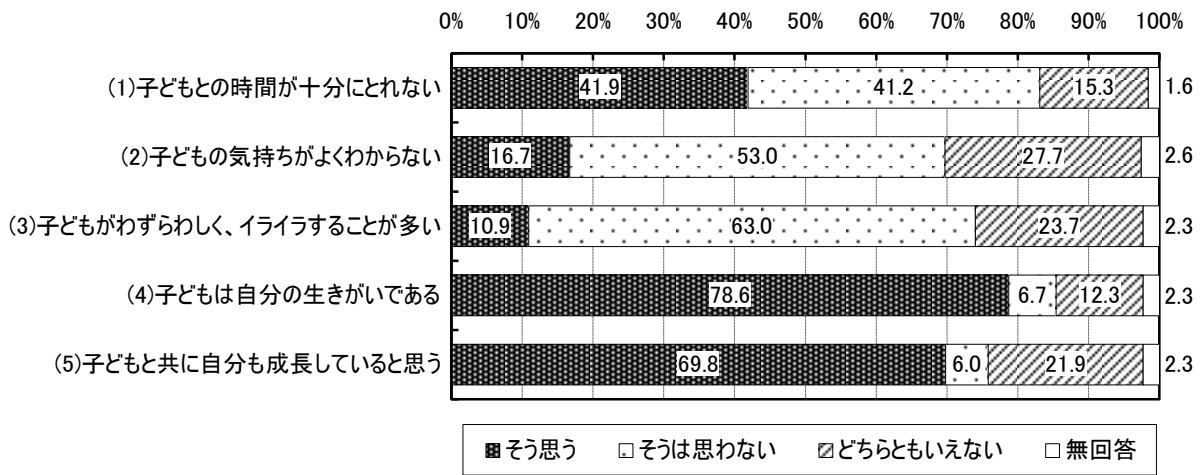




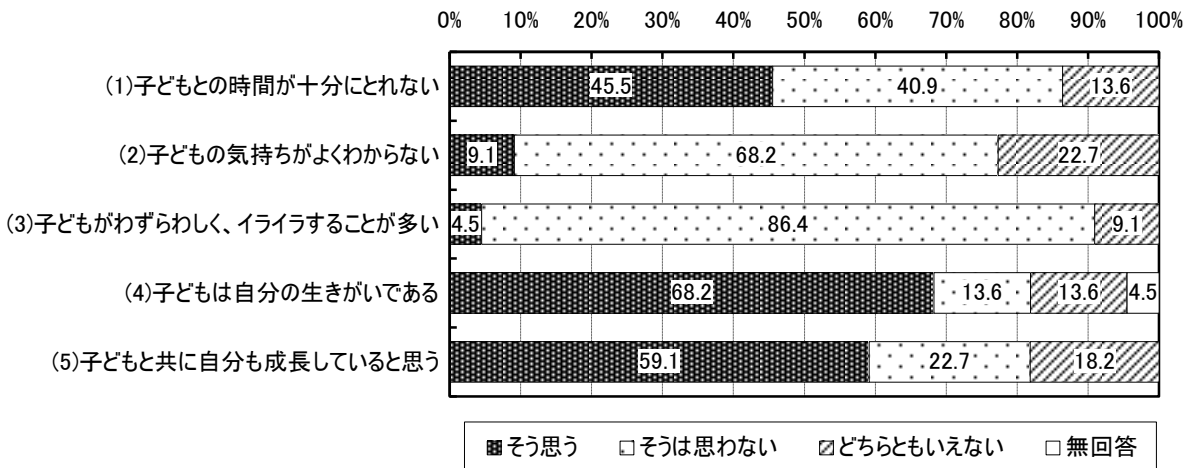
◆子育てや子どもとの関係について感じていること

- ・「子どもは自分の生きがいである」と「子どもと共に自分も成長していると思う」については、母子家庭・父子家庭ともに59～79%の人が「そう思う」と答えています。
- ・「子どもとの時間が十分にとれない」については、父子家庭では45.5%、母子家庭の41.9%を占めています。
- ・母子家庭では、「子どもの気持ちがよくわからない」が16.7%、「子どもがわずらわしく、イライラすることが多い」という人が10.9%見受けられます。

■ 母子家庭 (n=430)



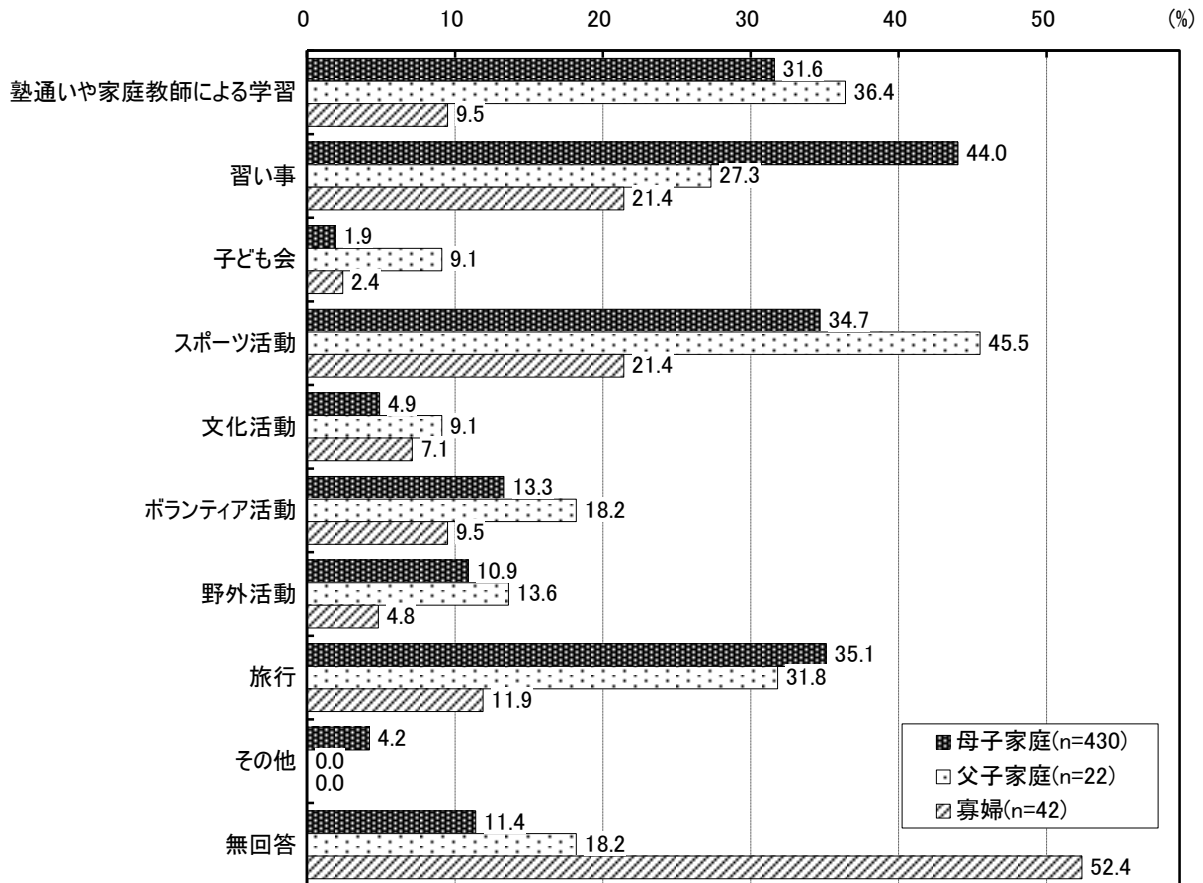
■ 父子家庭 (n=22)





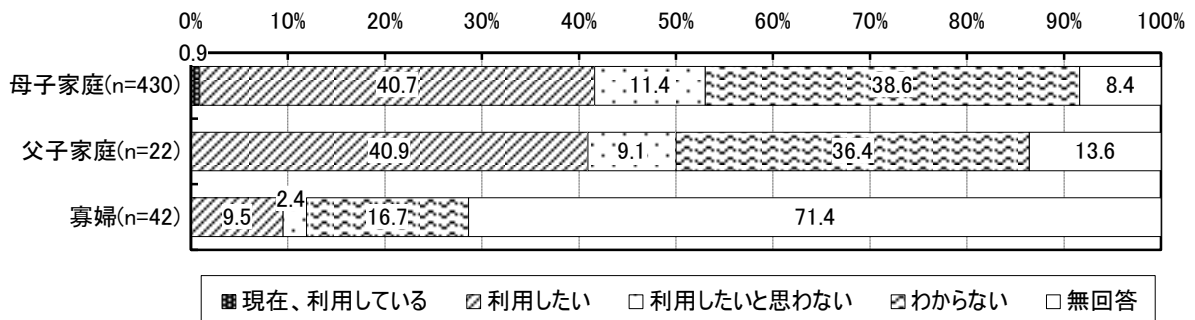
◆学校以外の活動で子どもにさせたいと思うこと

- ・母子家庭については、「習い事」が44.0%、「旅行」が35.1%、「スポーツ活動」が34.7%、「塾通いや家庭教師による学習」が31.6%の順となっています。
- ・父子家庭については、「スポーツ活動」が45.5%と最も多く、「塾通いや家庭教師による学習」、「旅行」、「習い事」の順となっています。



◆学習支援の利用意向

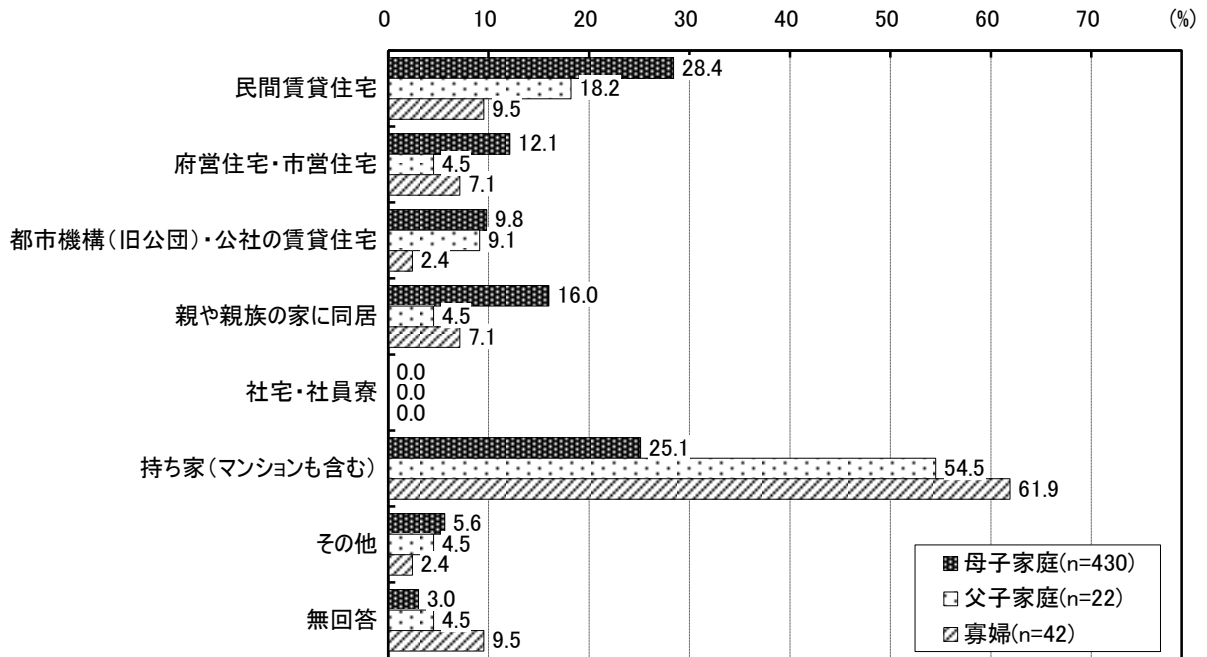
- ・学習支援（ボランティアなどから勉強を教えってもらう機会など）があれば利用したいと思うか尋ねたところ、母子家庭・父子家庭ともに41%弱が「利用したい」と回答し高い関心が寄せられています。





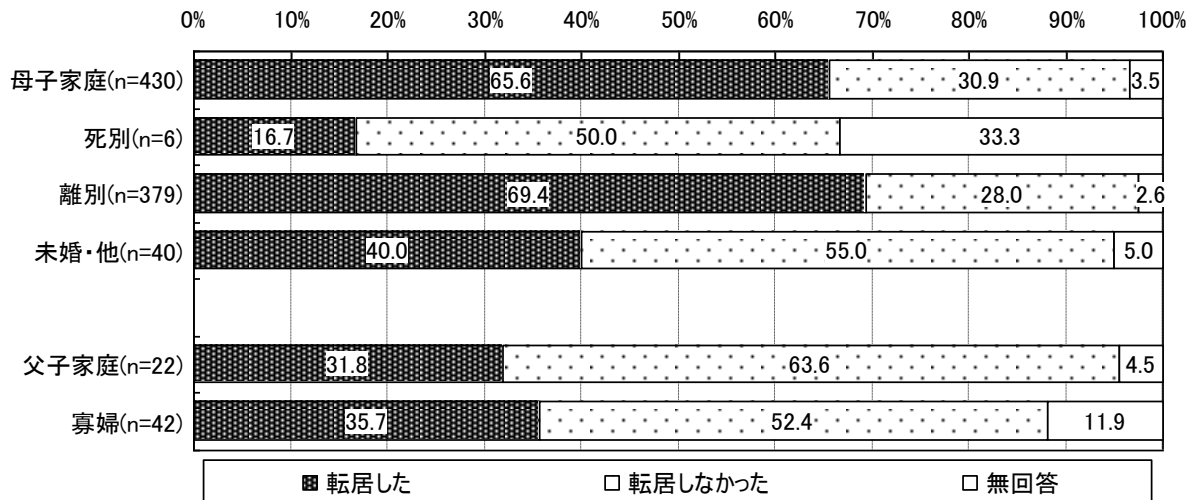
◆現在の住居

- ・母子家庭では「民間賃貸住宅」に居住している家庭が28.4%、「持ち家」が25.1%となっています。また、父子家庭と寡婦については「持ち家」が半数以上を占めています。
- ・賃貸住宅などに居住している人の1か月あたりの家賃については、「5万円～7万円未満」が母子家庭・父子家庭・寡婦とも最も多くなっています。



◆ひとり親家庭となったときの転居の有無

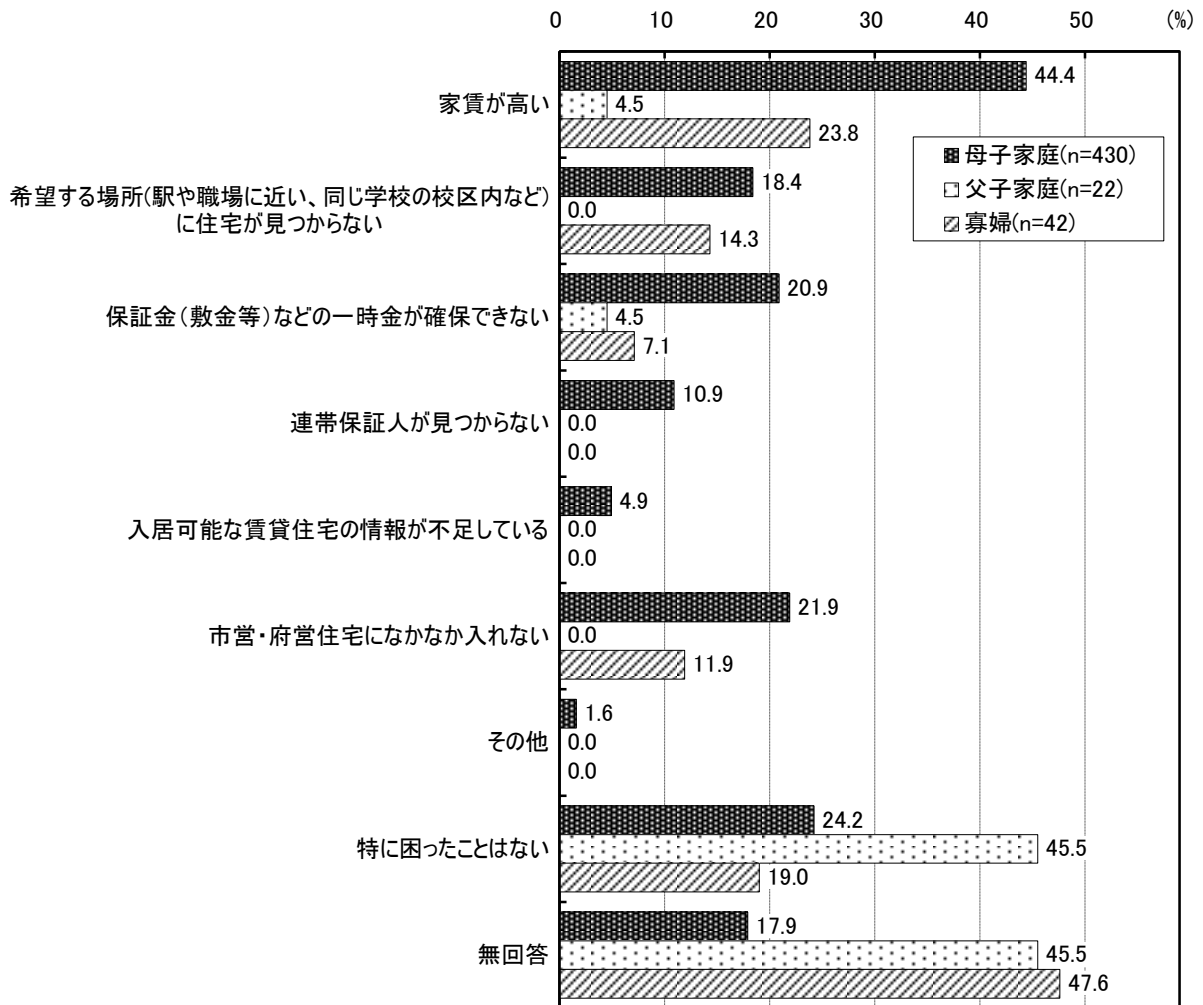
- ・母子家庭のうち、ひとり親家庭になったときに65.6%が転居しています。また、父子家庭や寡婦については「転居しなかった」が多くを占めています。
- ・転居をした理由については、「近くに実家がある」、「家賃の問題」などの回答が多く見られます。





◆住居を探したり入居するときに困ったこと

- ・母子家庭で「家賃が高い」(44.4%)、「市営・府営住宅になかなか入れない」(21.9%)、「保証金(敷金等)などの一時金が確保できない」(20.9%)、「希望する場所に住宅が見つからない」(18.4%)などが多くなっています。

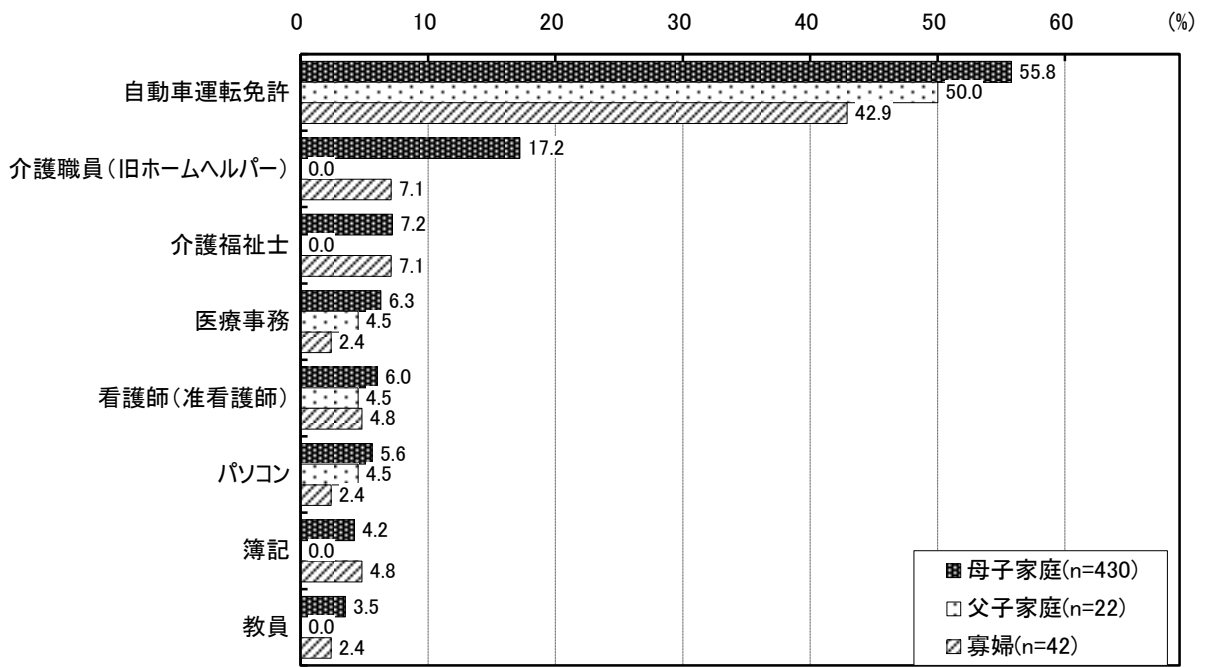


◆資格や免許・技術などの取得状況

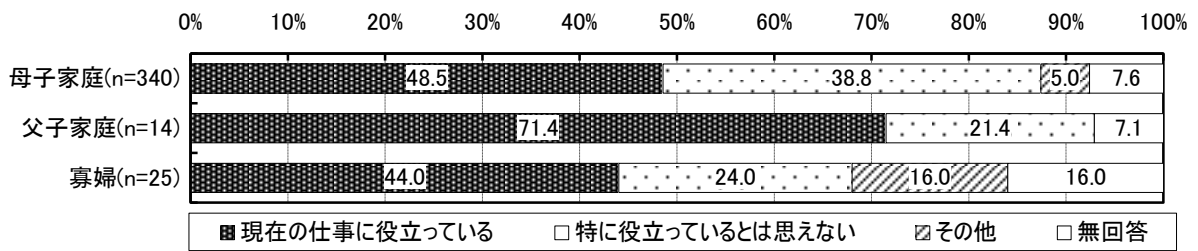
- ・何らかの資格や免許・技術を持っている人は、母子家庭の母親の79.1%、父子家庭の父親の63.7%、寡婦の59.5%となっています。
- ・資格や免許・技術の内容では「自動車運転免許」が多くを占めていますが、母子家庭では「介護職員」も17.2%を占めています。
- ・資格や免許・技術などが仕事や就職に役立ったかどうか尋ねたところ、「現在の仕事に役立っている」と答えた人は、父子家庭の父親の71.4%、母子家庭の母親の48.5%、寡婦の44.0%となっています。
- ・今後については、「パソコン」に関する内容について取得したいと思う人が多く見られます。



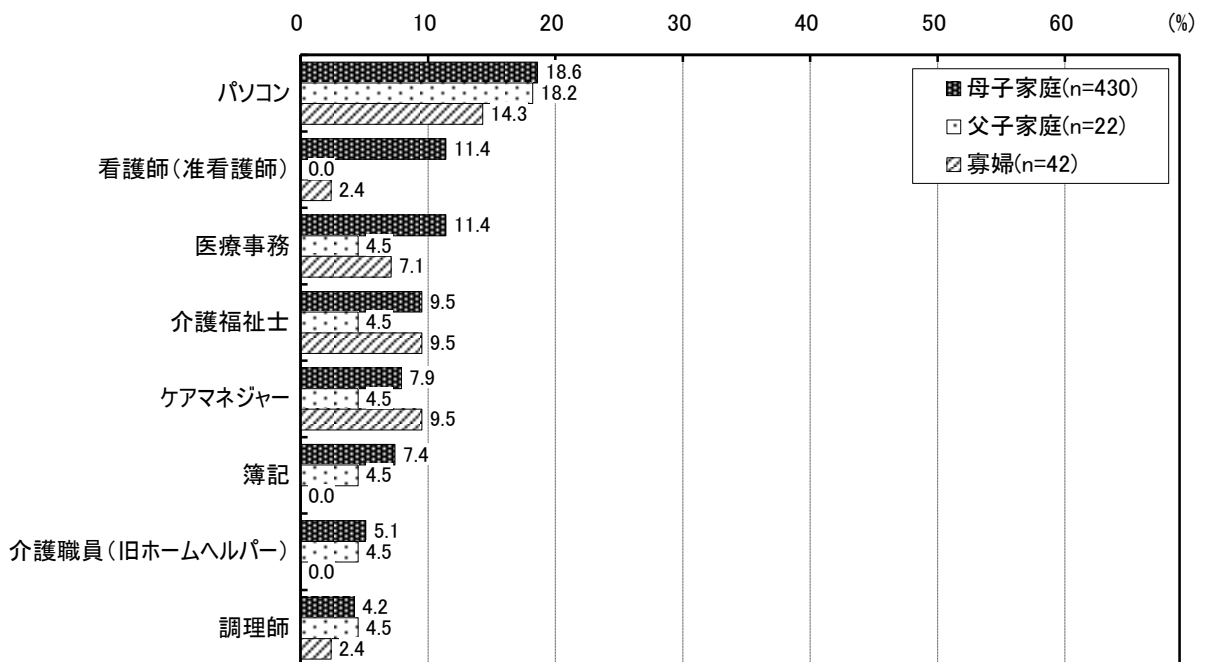
〔現在持っている資格や免許・技能〕 ※母子家庭の上位8項目



〔資格や免許・技術などは仕事や就職に役立ったか〕



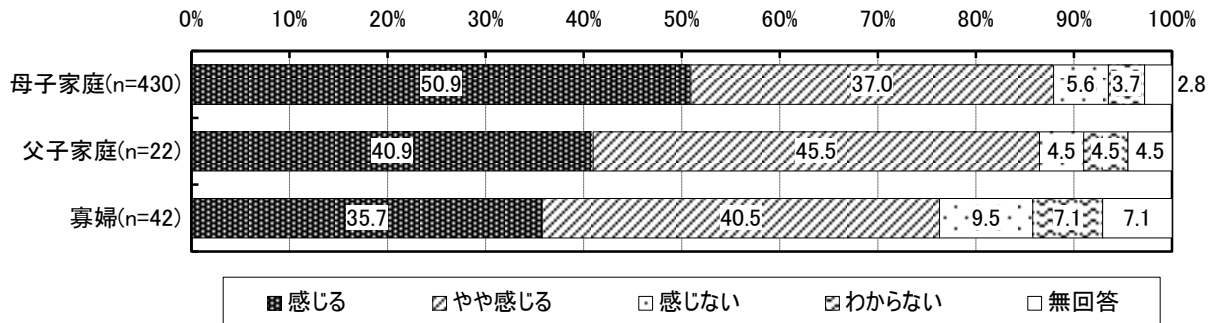
〔今後取得したい資格や免許・技能〕 ※母子家庭の上位8項目





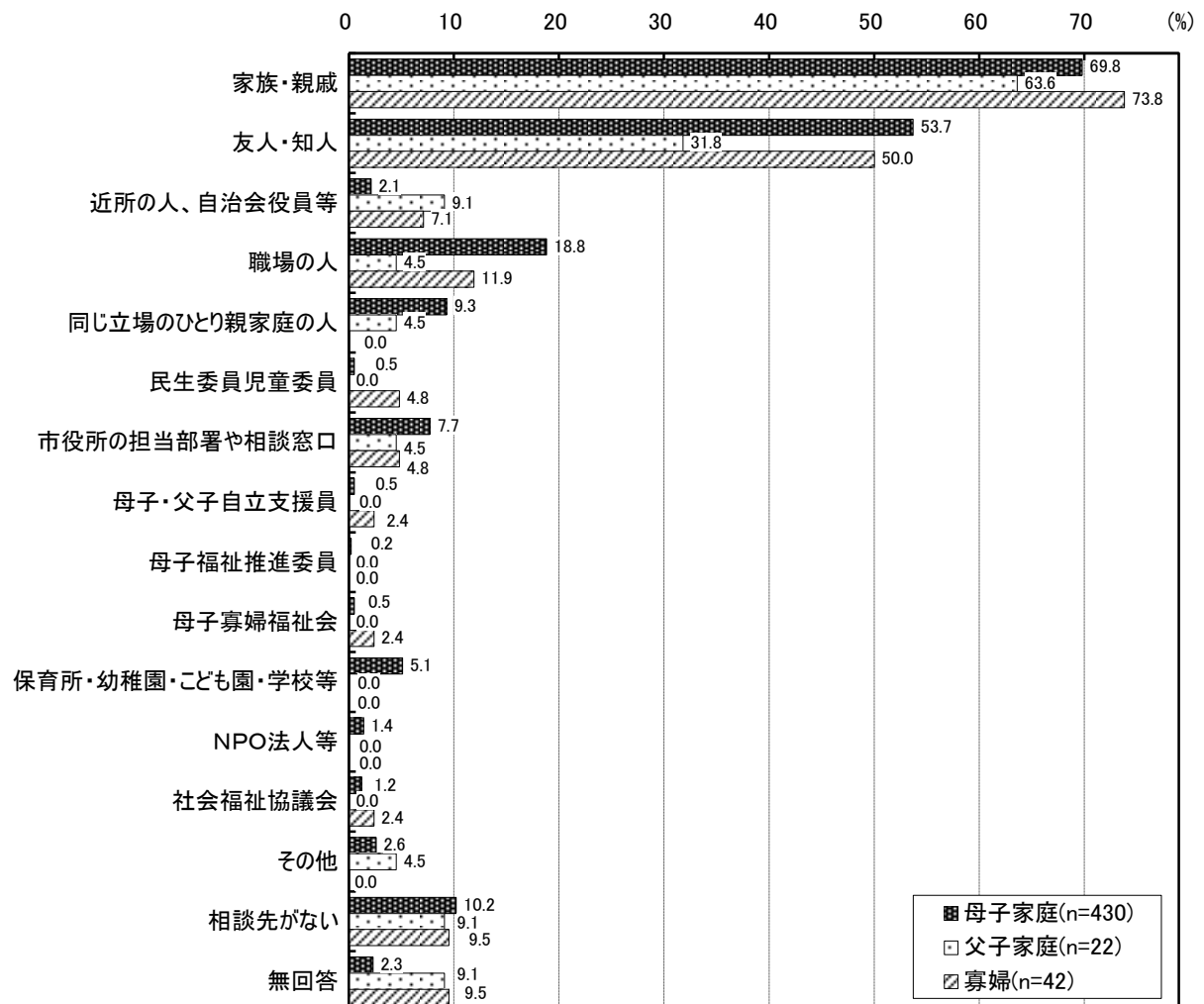
◆今後の生活に対する不安

・不安を「感じる」「やや感じる」を合計すると、母子家庭の87.9%、父子家庭の86.4%、寡婦の76.2%を占めています。



◆困ったことがあるときの相談先

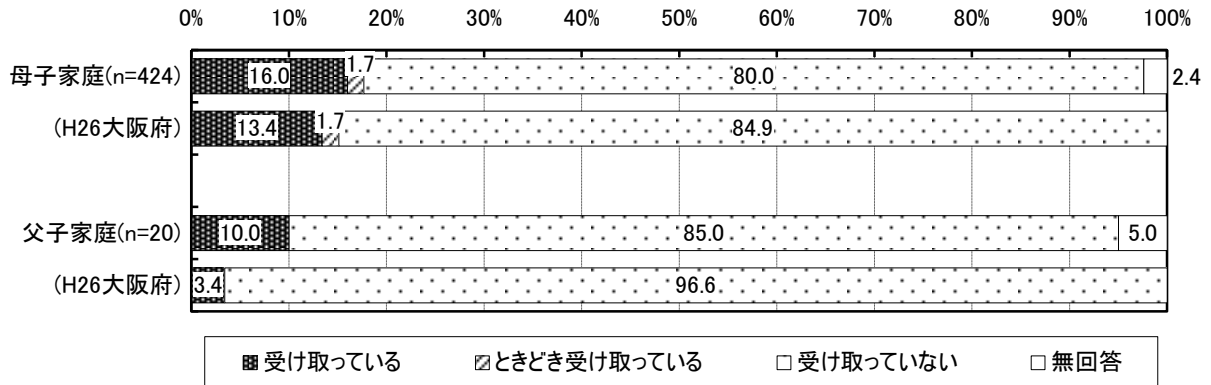
・母子家庭、父子家庭、寡婦とも「家族・親戚」、「友人・知人」、「職場の人」等が多くを占めています。また、「相談先がない」との回答は母子家庭の10.2%、父子家庭の9.1%、寡婦の9.5%を占めています。





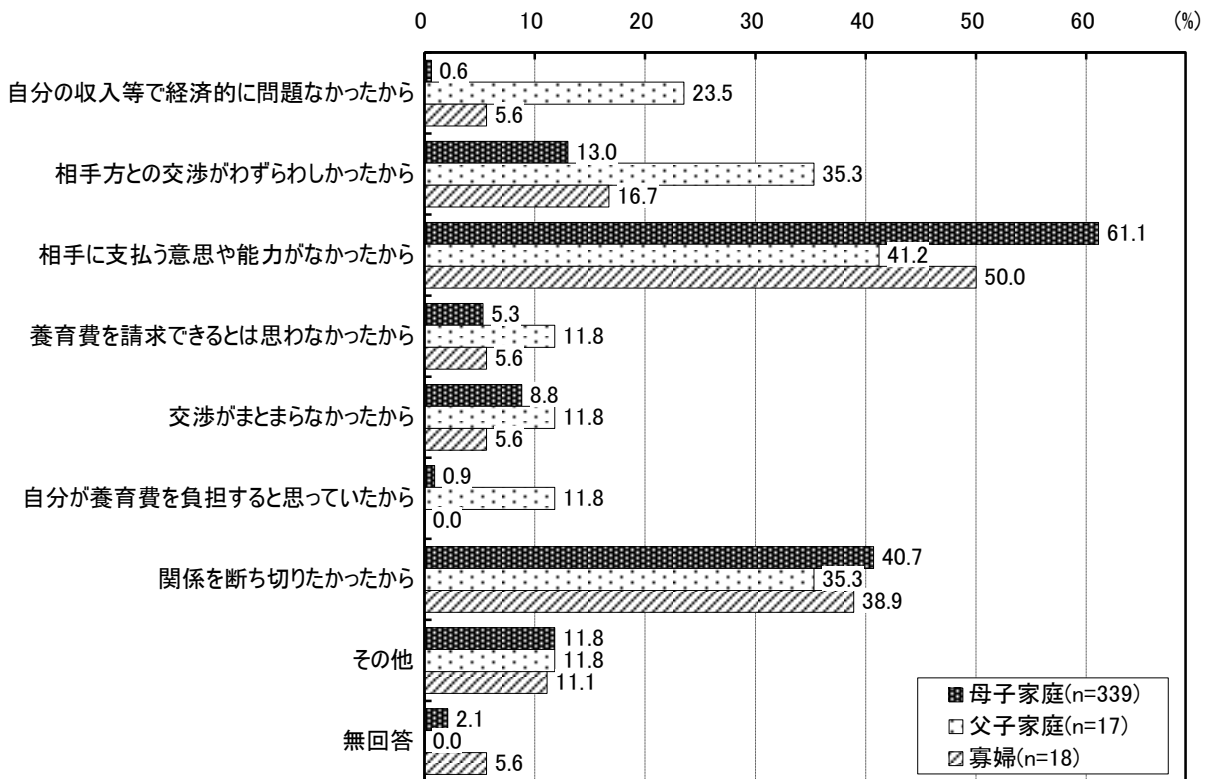
◆養育費の受け取り状況

- ・ 離別した配偶者から養育費を何らかの形で受け取っている家庭は、母子家庭の17.7%、父子家庭の10.0%（ただし2人）となっています。
- ・ 養育費を定期的に受け取っている家庭における1か月あたりの養育費は、「3万円～6万円未満」が最も多くなっています。また、養育費をときどき受け取っている家庭における1か月あたりの養育費は、「3万円未満」が半数以上となっています。



◆養育費を受け取っていない理由

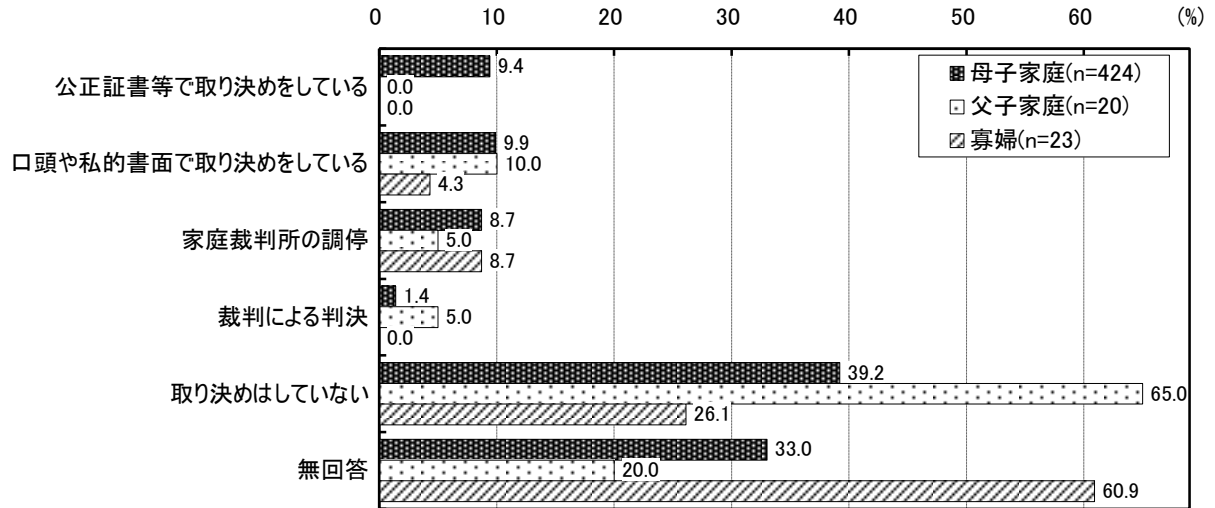
- ・ 「相手に支払う意思や能力がなかったから」が最も多く、次いで「関係を断ち切りたかったから」が多く見られます。また、父子家庭では「相手方との交渉がわずらわしかったから」も35.3%を占めています。





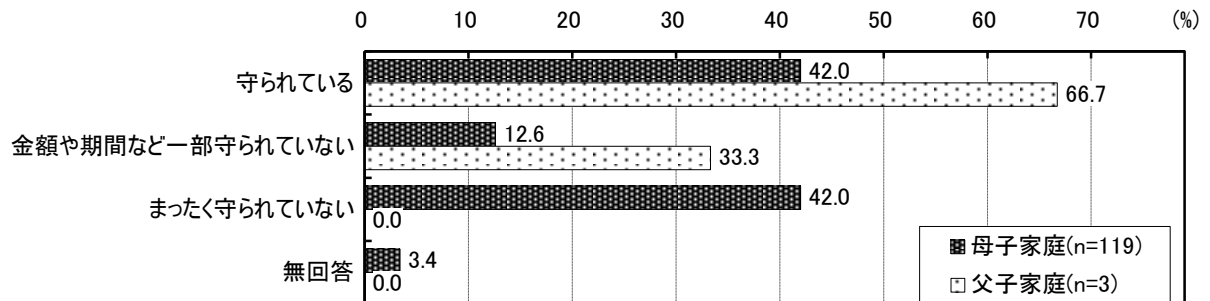
◆養育費についての取り決め状況

・養育費に関する取り決めはしていない家庭が、母子家庭の39.2%となっており、無回答も含めると72.2%が何も取り決めをしていません。



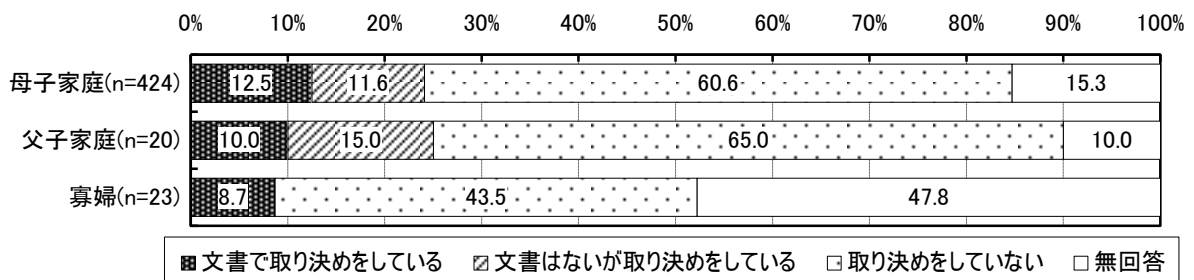
◆養育費の取り決めは守られているか

・養育費の支払い状況について、母子家庭では「守られている」が42.0%、「まったく守られていない」も42.0%となっています。



◆面会交流の取り決め状況

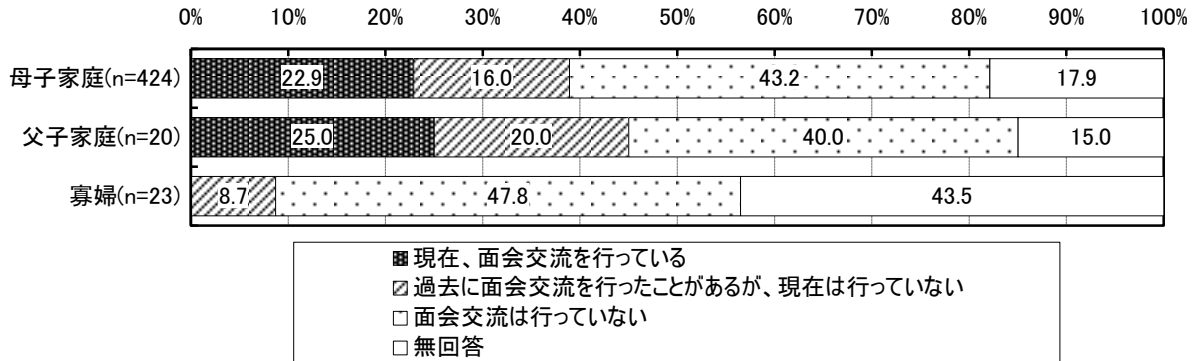
・離別した配偶者との間で子どもの面会交流の取り決めを何らかの形で行っている家庭は、母子家庭の24.1%、父子家庭の25.0%で、それぞれ60%以上が「取り決めをしていない」と回答しています。





◆面会交流の実施状況

・面会交流の実施状況については、母子家庭の43.2%、父子家庭の40.0%が「面会交流は行っていない」と答えています。

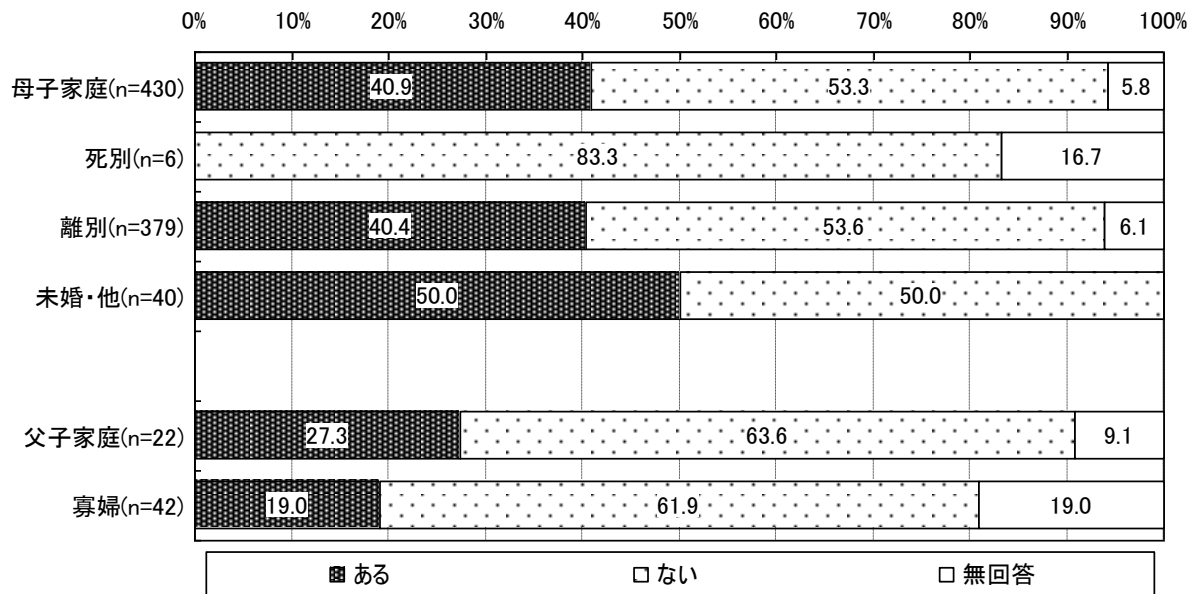


◆ひとり親家庭であるために嫌な思いをしたこと

・母子家庭の40.9%、父子家庭の27.3%、寡婦の19.0%がひとり親家庭であるために嫌な思いを経験したと答えています。

・母子家庭についてひとり親家庭となった理由別にみると、嫌な思いを経験した人は死別ではおらず、未婚・他で50.0%、離別で40.4%を占めています。

・ひとり親家庭であるために嫌な思いをした内容として、母子家庭では「就職するとき」が42.0%と最も多く、次いで「となり近所のうわさ」が33.0%、「職場での配慮のなさや嫌がらせ」が18.8%、「住宅を借りるとき」が17.6%となっています。

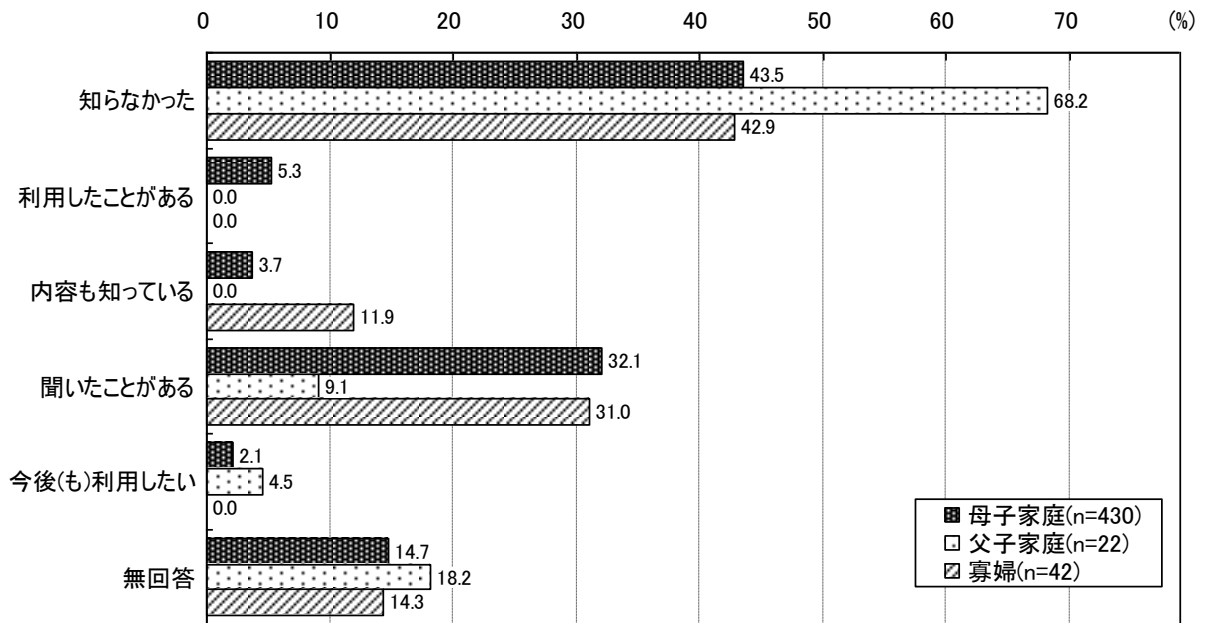




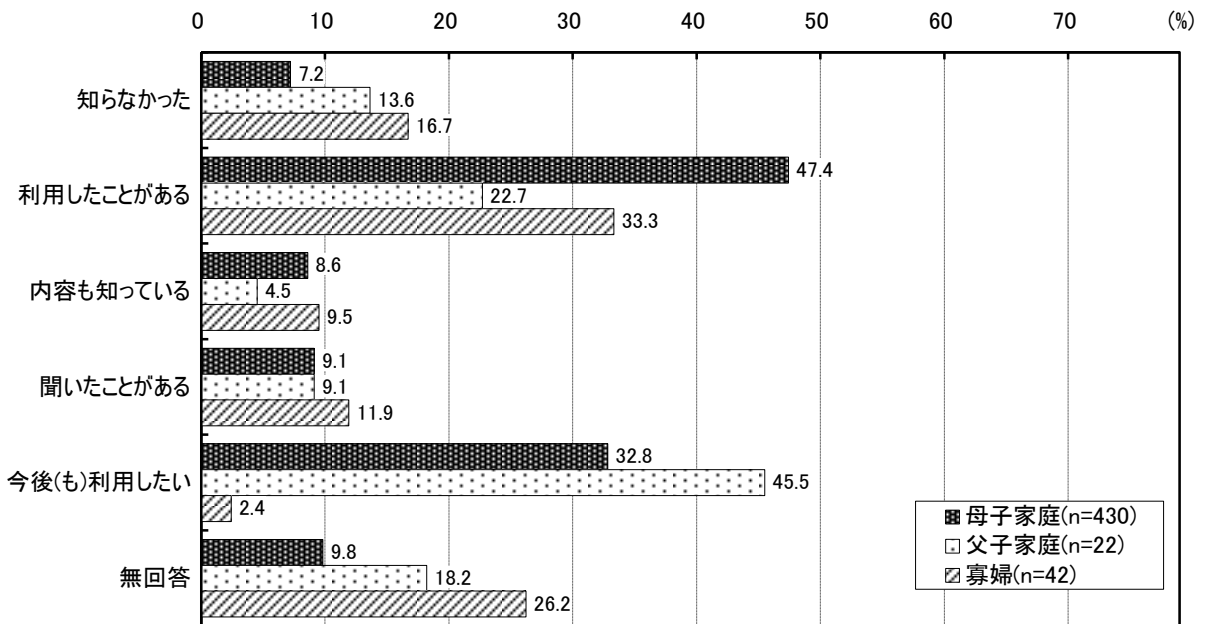
◆ひとり親家庭等に関わる施設や制度・施策の周知度

・6つの項目（母子・父子自立支援員、ひとり親家庭医療費助成、母子・父子・寡婦福祉資金、ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等支給、ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金、地域就労支援センター）について知っているかどうか尋ねたところ、ひとり親家庭医療費助成については、母子家庭の83.0%、父子家庭の68.2%、寡婦の57.1%を占めていますが、他の制度・施策については「知らなかった」という人が多くを占めています。

〔母子・父子自立支援員〕

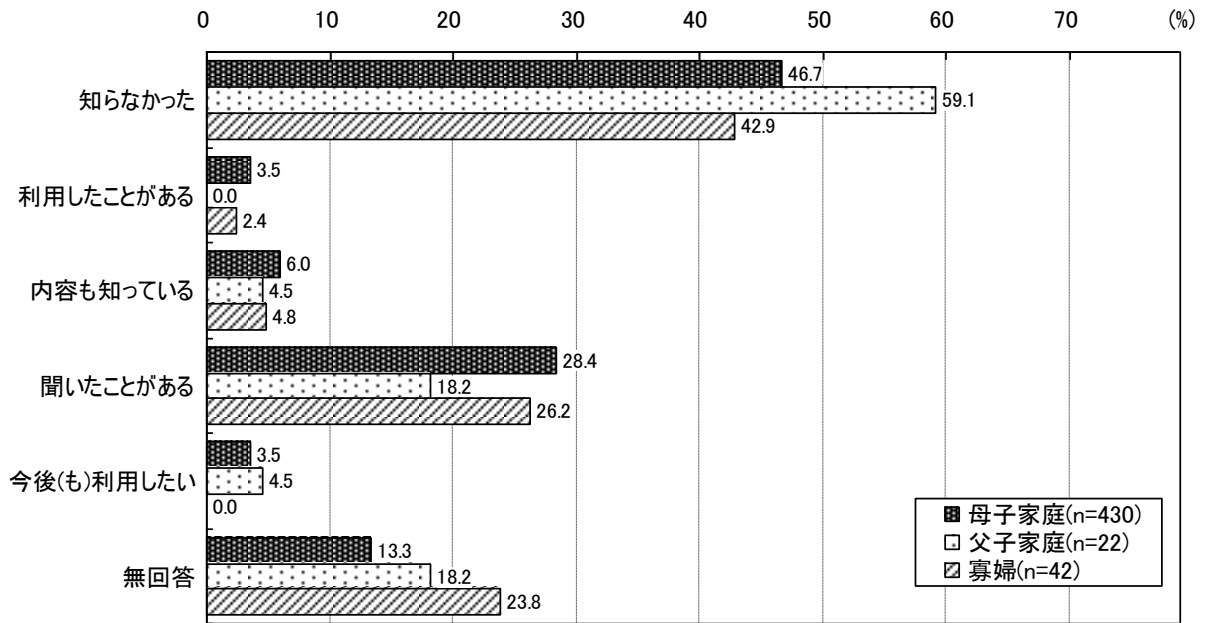


〔ひとり親家庭医療費助成〕

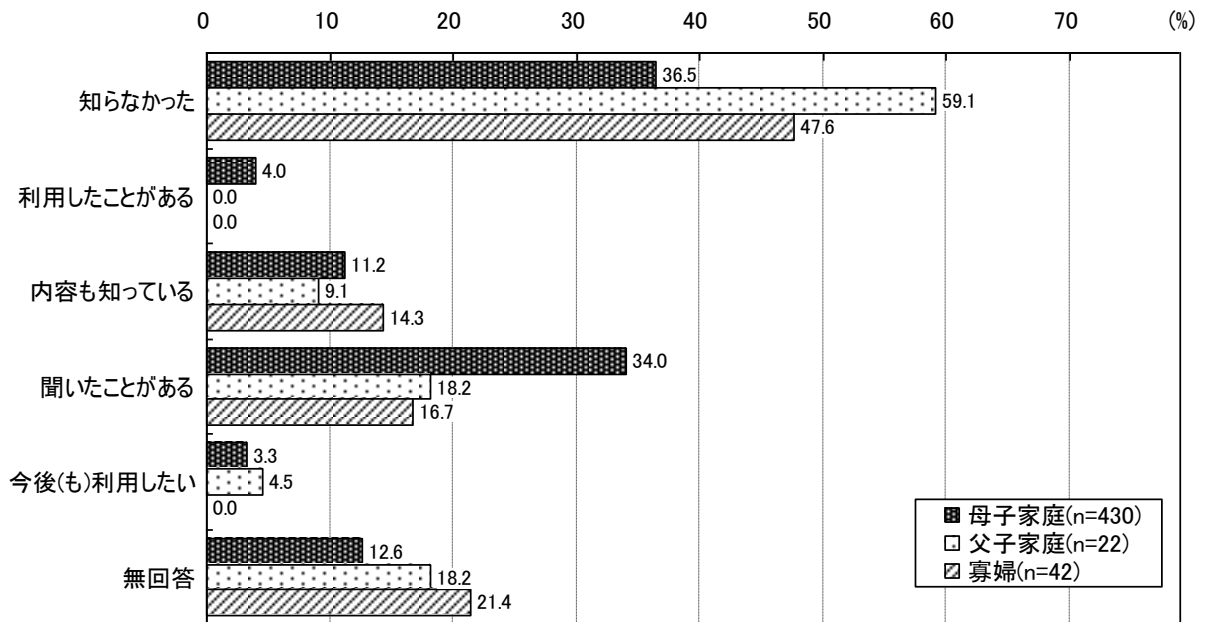




〔母子・父子・寡婦福祉資金〕



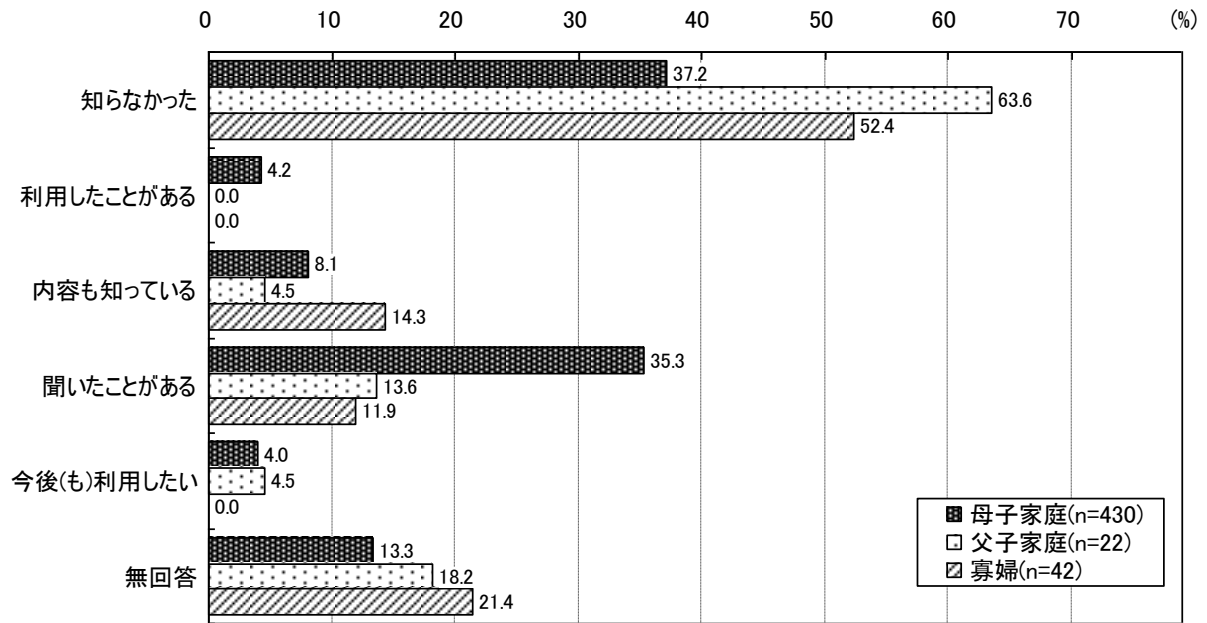
〔ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等支給〕



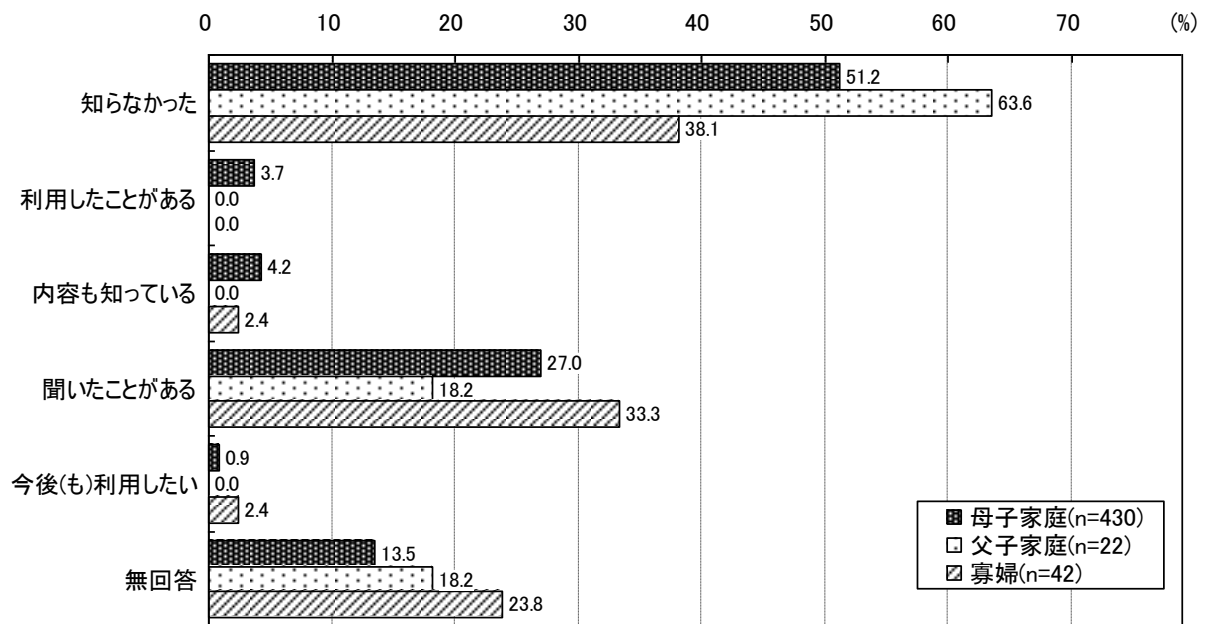


第2章 ひとり親家庭等を取り巻く状況

〔ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金〕



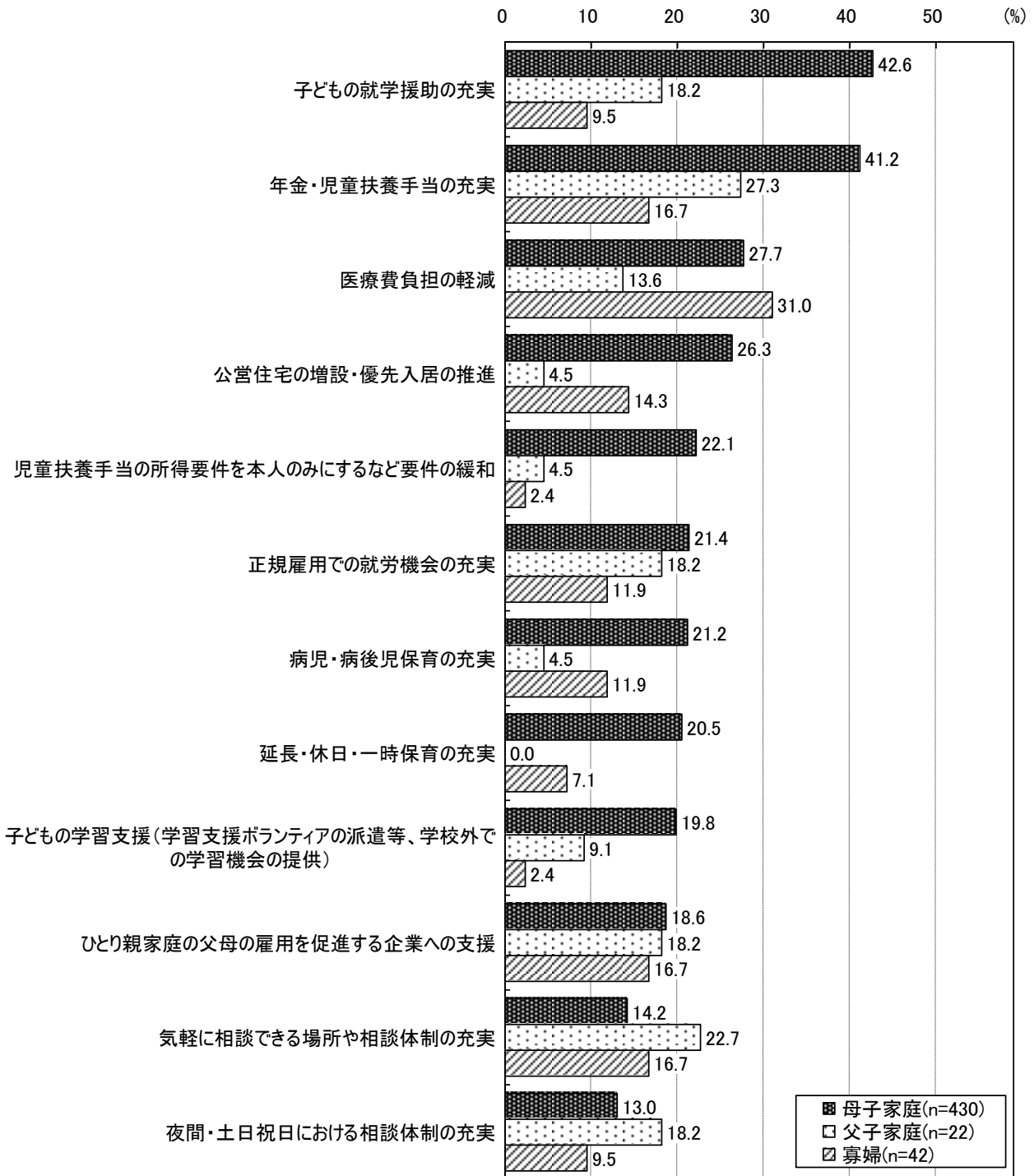
〔地域就労支援センター〕





◆ひとり親家庭等の自立や生活の安定を図るための支援策として望むこと
 (母子家庭・父子家庭・寡婦のいずれかで15%を超えるもの)

- ・母子家庭では「子どもの就学援助の充実」が42.6%、「年金・児童扶養手当の充実」が41.2%、「医療費負担の軽減」が27.7%と、経済的支援に対して最も高い関心が寄せられており、「公営住宅の増設・優先入居の推進」も26.3%を占めています。
- ・父子家庭では「年金・児童扶養手当の充実」、寡婦では「医療費負担の軽減」が最も多くを占めています。





(2) 第3次泉南市ひとり親家庭等自立促進計画にかかるワークショップ

① 概要

計画の策定に向けて、ひとり親家庭等が抱える課題や施策ニーズ、計画策定への意見などを把握するために実施しました。

対 象	市民 21名（母子家庭の母親、寡婦）※寡婦の方が多め
方 法	参加者を3つのグループに分けて、テーマごとにグループ討議を行い、最後にグループごとに内容を発表いただいた。
実施日	平成29年8月25日（金）19時～21時

② 主な聞き取り結果

※グループワークにおける付せんへの記入内容と発表内容。一部言葉を補足しています。また、同じ内容のものは集約しています。

テーマ	主な聞き取り内容	
ひとり親家庭等について感じていること	今までに困ったこと	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育所の空きがなかったときに、仕事が休みがちになった。 ・ 仕事に行くため、子どもを小さいときから保育所に預けており、子どもがかわいそうだと思った。 ・ 子どもの進路を決めるときに悩んだ。
	現在、困っていること	<ul style="list-style-type: none"> ・ 親が遠方で頼れない。 ・ 情報が少ない。 ・ 母子家庭の相談場所。 ・ 生活支援のサポートがすぐに使えない。 ・ ひとり親のお母さんたちの働く場所が少ない。 ・ 非正規雇用の人が多いので大変だと思う。 ・ シルバーの働くところがない。 ・ 子どもがちびっ子ホームに行こうとしない。 ・ 中学生になり反抗期でしんどいとき。 ・ ひとり親になった人の情報がわからない。
	今後、不安に思っていること	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子どもの育て方について。 ・ 自分の健康。 ・ 親の看護、介護。 ・ 息子の結婚相手が…。 ・ 自分の老後のことが心配。（多数） ・ 自分が働けなくなったときの生活に不安がある。 ・ 年金が少なく老後が不安に思う。 ・ 母子手当がなくなった後の生活。 ・ 2人の子どもを嫁がせた後の自分。



テーマ	主な聞き取り内容
ひとり親家庭等を取り巻く泉南市の環境について	良いと思われること <ul style="list-style-type: none"> ・相談しやすい。 ・とても住みやすい。
	課題と思われること <ul style="list-style-type: none"> ・働き場所が少ないように感じる。 ・工場が少なくなって働く場所がなくなっている。 ・買い物に行くときの交通が不便（車乗れなくなってから）。
今後進めるべき取り組み（市民、団体、行政）	相談支援・情報提供 <ul style="list-style-type: none"> ・以前に相談した人は親身ではなく、一方的だったので思っていた相談ができなかった。もっと人間味のある人にしてほしいと思う。 ・個人情報を守る。 ・民生委員さんと協力して、母子家庭のための相談支援を行いたい。 ・ひとり親家庭のつながりが深まる催しや学習会、集まりなどやっていく。 ・地域とのつながり。 ・母子会の活用。
	子育て・生活の支援 <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの放課後の居場所のうち、公民館など地域で行うものについて、知らない人が多いので、わかりやすく知らせてほしい。 ・ちびっ子ホームの設備、環境、指導員。 ・学童保育の先生は資格などはどうなのか。システムやシフトなど。 ・ファミリーサポートセンターに若年母子が積極的に関わってほしい。 ・通学時の子どもへの見守り。 ・大人が外に出て見守ってあげたい。 ・家事の得意分野を相互に登録してシェアして助け合う機関をつくる。 ・家事のサポートは事前に顔合わせしてほしい。 ・急病になったときに、すぐヘルプしてもらえる環境。 ・老後の生活を助け合える環境づくり。 ・買い物送迎のサービス。
	経済的支援 <ul style="list-style-type: none"> ・生活するため、一番に生活費。 ・教育資金。 ・年金の減額。 ・国民保険が高い。税金が高い。
	就労支援 <ul style="list-style-type: none"> ・会社が少ないので働き口がない。働き口を探してほしい。
	養育費の確保に向けた支援 <ul style="list-style-type: none"> ・養育費がほしい。 ・養育費は公的機関が間に入って交渉してほしい。 ・養育費について給料からの天引き、義務づける。
	その他 <ul style="list-style-type: none"> ・学区選べるように。 ・小中学校にクーラーをつけてあげてほしい。 ・泉南市の自然を活用して思いっきり野外で遊ばせる工夫をしてみてもは。（ゲームばかりしている子が多い）



第3章 計画の基本的な考え方

1. 計画の基本目標

泉南市では、平成27年(2015年)3月に策定した「泉南市子ども・子育て支援事業計画」の基本理念として、

子どもとおとなが、ともに夢や希望を語り、育むまち・泉南

を掲げ、子どももおとなも、一人ひとりの尊厳が尊重され、現在を見据えて未来に夢や希望を持ってつながることができるようなまちをめざして、地域における子育て支援、親子の健康の確保、教育環境の整備、仕事と家庭の両立、子どもの安全の確保、要保護児童への対応など、様々な取り組みを進めています。

この計画においても、上記の子ども・子育て支援事業計画の基本理念を踏まえるとともに、ひとり親家庭等が社会における多様な家族形態の一つであるという考え方を基本として次のような目標像を掲げます。

子育てと生計をひとりで担っているひとり親家庭の親が、
自らの力を発揮し、安定した生活を営みながら、
親としての自信と責任を持ち、
子育てに喜びや楽しさを感じることができるとともに、
子どもたちがすくすくと健やかに育つまち



2. 施策推進にあたっての視点

計画を推進するにあたり、「泉南市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、特に次の4つの視点を大事にして取り組みます。

① すべての子どもの人権を保障すること

「子どもの権利条約」は、人種や言語や性、宗教、政治的意見や社会的出身、障害などの違いによりあらゆる差別を受けることなく、すべての子ども一人ひとりが尊重されることと、「子どもの最善の利益」が第一義的に考慮されなければならないことを定めています。

本市においては、平成24年(2012年)に「泉南市子どもの権利に関する条例」を制定し、子どもが差別を受けることなく、平等に主体性を尊重され、健やかに育つ権利が保障されることをめざします。

② 出生前から思春期まで、すべての子育て家庭を支援すること

子育ては妊娠、出産から始まります。妊娠、出産から思春期まで、子育てのステージに応じた支援が必要です。

また、在宅子育て家庭、共働き家庭、ひとり親家庭、祖父母が育てる家庭、外国籍の家庭、再婚家庭など、子どもが育つ家庭の形は様々です。保護者の働き方も多様化が進んでいます。多様な家庭を認め合い、それぞれの家庭のニーズに応じたきめ細かな支援づくりをめざします。

③ 当事者が主体的に参加することのできる地域支援体制づくり

子育ては本来、第一義的責任を持つ親が中心となり、その負担を社会全体で分かち合えるものです。親自身が主体となり、地域の人々とともに子育てをする中で自己肯定感を持ちながら、親として育っていきます。

こうした親育ちを促すためにも、親の主体性を尊重して、地域がつながる関係づくりをめざします。



④ 行政・民間・市民がそれぞれの役割と責任を分かち合って協働すること

子ども・子育て支援は日常生活の中のことであり、臨機応変かつきめ細かな個別対応でなければ有効であるとは言えません。こうした支援は、公的責任を明確にした上で、民間や市民の力を活かすことが重要です。行政、民間、市民がそれぞれの役割を認め合い、連携、協力していく関係をつくらなければなりません。NPOなどの育成、支援を含めて、協働という新しい関係を築いていくことをめざします。



3. 計画の体系

ひとり親家庭等の社会的な自立と子どもの健やかな育成に向けて、前計画で掲げた6つの基本施策を引き継ぎつつ、本計画の体系を次のように掲げます。

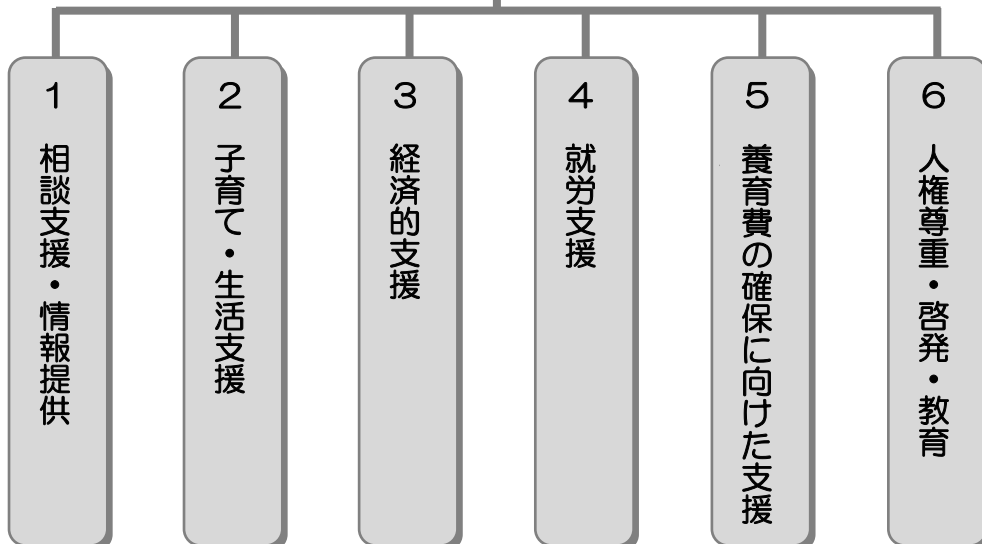
基本目標

子育てと生計をひとりで担っているひとり親家庭の親が、
自らの力を発揮し、安定した生活を営みながら、
親としての自信と責任を持ち、
子育てに喜びや楽しさを感じることができるとともに、
子どもたちがすくすくと健やかに育つまち

施策推進にあたっての視点

- ①すべての子どもの人権を保障すること
- ②出生前から思春期まで、すべての子育て家庭を支援すること
- ③当事者が主体的に参加することのできる地域支援体制づくり
- ④行政・民間・市民がそれぞれの役割と責任を分かち合って協働すること

基本施策





第4章 具体的な取り組み

1. 相談支援・情報提供

《国や社会の動向》

平成26年(2014年)10月に「母子及び父子並びに寡婦福祉法」が改正され、父子家庭についても、母子家庭や寡婦と同様に支援対象として、必要な支援を行うことが法律上明記されるとともに、法律名に「父子」を加えることとなりました。また、これに伴い、母子自立支援員も母子・父子自立支援員と改められました。

また、平成27年(2015年)4月に「生活困窮者自立支援法」が施行され、経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある人を対象に自立支援相談や就労支援などが実施されています。

《アンケート調査やワークショップの結果より》

各種相談窓口や支援制度・事業に関する周知は、まだ十分に行き届いていません。

困ったときの相談先は家族や友人などをあげる人が多く、市役所の担当部署や相談窓口、民生委員児童委員、母子・父子自立支援員、母子寡婦福祉会などをあげる人の割合は低くなっています。また、父子家庭では相談体制の充実を望む人も少なからず見られます。

《基本方針》

ひとり親家庭等の多様な相談に対応できるよう、行政・関係機関における相談支援体制を充実するとともに、各種制度・サービスなどの円滑な利用に向けたわかりやすい情報提供に努めます。

また、泉南市母子寡婦福祉会をはじめ、ひとり親家庭等の福祉、自立支援を目的とした団体などの活動支援や連携強化に努め、地域をあげた支援体制の構築を図ります。

施策・事業	実施内容	窓口・担当
各種制度・サービスなどの周知・広報	・ひとり親家庭等に関する支援制度・サービスなどを必要なときに受けることができるよう、広報誌やウェブサイトなどへの掲載、概要資料の配布など、多様な媒体を活用し、各種制度・サービスなどの周知・広報に努めます。	生活福祉課



施策・事業	実施内容	窓口・担当
母子・父子自立支援員による相談支援	<ul style="list-style-type: none"> ・専門知識を有する母子・父子自立支援員が、ひとり親家庭等や離婚前の市民の抱えている問題を把握し、生活の安定と自立に向けて必要な情報を提供し、きめ細かな助言を行います。 ・各種研修等を通じて母子・父子自立支援員の資質の向上を図るとともに、離婚前からの一貫した支援体制づくりについても引き続き取り組みます。 	生活福祉課
母子・父子自立支援プログラムの策定と支援	<ul style="list-style-type: none"> ・児童扶養手当受給者のうち自立が見込まれるひとり親家庭の親を対象として、母子・父子自立支援プログラム策定員が自立支援プログラムを作成し、ハローワークなどの関係機関との連携のもとにプログラムに基づいた就労支援を行います。 	生活福祉課
父子家庭に対する相談支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・父子家庭に対しても相談窓口の周知を図ります。 ・行政各部門や関係機関及び団体の連携により、保護者間の交流の促進に努めます。 	生活福祉課
各種相談事業の周知	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども相談（家庭児童相談）、各種健康相談、女性相談、人権相談、就労支援相談、弁護士による法律相談、社会福祉協議会の心配ごと相談、母子父子福祉推進委員や民生委員児童委員による相談など、行政各部門や関係機関・団体で実施する相談事業の周知徹底を図ります。 	生活福祉課 保育子育て支援課 保健推進課 人権推進課 産業観光課
相談しやすい体制づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・ひとり親家庭等が気軽に相談しやすいよう、相談窓口を開設する日時や場所などについて検討します。 ・ひとり親家庭等のプライバシーに配慮した窓口づくりに努めます。 	生活福祉課 人権推進課
こころのケアの充実	<ul style="list-style-type: none"> ・DVなどの深刻な問題をはじめ、離婚時には精神的に大きなストレスを抱えることから、ひとり親家庭の親及び子どものこころのケア体制を検討します。 	生活福祉課 人権推進課
母子寡婦福祉会などの市民団体とのネットワークづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・ひとり親家庭等が同じ立場で気軽に悩みを相談できる場として、母子寡婦福祉会などの市民団体との連携を強化します。 	生活福祉課



2. 子育て・生活支援

《国や社会の動向》

平成26年(2014年)1月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行され、「子供の貧困対策に関する大綱」における重点施策として、ひとり親家庭等の保護者に対する就労支援、生活支援が掲げられました。

平成26年(2014年)8月に閣議決定された「子供の貧困対策に関する大綱」では、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図ることをめざしており、重点施策として教育費負担の軽減、貧困の連鎖を防止するための学習支援の推進などが掲げられました。

また、平成27年(2015年)4月より子ども・子育て支援新制度に基づく教育・保育事業、地域子育て支援事業が展開されました。

《アンケート調査やワークショップの結果より》

母子家庭の母親、父子家庭の父親とも40歳以上の人が過半数を占めており、子どもも中学生や高校生が中心となっています。また、子どもの学習や進路(経済的な理由)で困っている人が多く、学用品費や学校以外の教育費などを負担に感じています。子どもの学習支援については40%以上の家庭が利用を希望しています。

食事の準備や後片付け、掃除、洗濯、買い物などの家事、地域・学校行事への参加に負担を感じる人が見られます。

母子家庭のうち、民間賃貸住宅に住んでいる人が28.4%を占め、家賃が高いことに困っており、支援策として公営住宅の増設・優先入居の推進を望む声が見られます。

《基本方針》

ひとり親家庭の親が安心して子育てや家事と就労の両立ができ、子どもたちの健やかな育成を図ることができるよう、多様な子育て支援サービスの提供に努めるとともに、その他生活全般における支援体制の充実に努めます。

施策・事業	実施内容	窓口・担当
家庭訪問事業の実施	・乳幼児健康診査の未受診家庭や、養育を必要とする家庭を訪問し、必要な支援につなげます。	保育子育て支援課 保健推進課



施策・事業	実施内容	窓口・担当
乳児家庭全戸訪問事業の実施	・生後4か月までの乳児のいる家庭を保健師、助産師または民生委員児童委員が訪問し、子育てに必要な情報を提供し、育児の不安や疑問の解消に努めます。	保健推進課
保育所の優先入所	・ひとり親家庭の親が就労や求職活動、職業訓練を十分行うことができるよう、児童の保育所への優先入所について配慮します。	保育子育て支援課
保育サービスなどの充実	・「泉南市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、保育所の計画的な整備・改善に努めるとともに、延長保育や休日保育、一時保育、家庭支援保育など、多様な保育サービスの実施・充実に努めます。	保育子育て支援課
留守家庭児童会事業の実施	・留守家庭児童会事業の充実に努め、小学校児童（1～6年生）の健全育成、安全確保を図り、現状の入会をスムーズに行う体制づくりに努めます。	生涯学習課
地域における子育ての推進	・「泉南市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、ファミリーサポートセンター事業・子育て応援団事業など地域住民の相互協力による子育て支援体制を構築します。	保育子育て支援課
面会交流に向けた相談	・母子・父子自立支援員が実施する相談において、面会交流について、助言や情報提供が行えるよう、相談機能の強化を図ります。	生活福祉課
学習支援のあり方の検討	・児童・生徒の学習習慣の定着を図ることをめざし、放課後等や家庭等におけるひとり親家庭も含めた児童・生徒の学習支援のあり方について検討を進めます。	指導課
日常生活支援事業の実施	・ひとり親家庭等が、一時的に生活援助や保育サービスを必要とする場合などに、家庭生活支援員の派遣により児童の保育を行う母子家庭等日常生活支援事業の円滑な実施に努めます。	生活福祉課
短期支援事業の実施	・一時的に児童の養育が困難になったときに、養護施設などで短期間児童を養育・保護します。	生活福祉課



第4章 具体的な取り組み

施策・事業	実施内容	窓口・担当
母子生活支援施設入所事業の実施	・ 18歳未満の児童を養育している母が配偶者等からの暴力により保護が必要とされる場合や生活上の課題を抱えて児童の養育が困難な場合に、母子で入所できる児童福祉施設への円滑な入所に努めます。また、入所家庭の早期自立に向けた助言・指導などの支援に努めます。	生活福祉課
公営住宅の優先入居	・ 市営住宅の入居募集の際に、ひとり親家庭等から入居申込があった場合に、倍率の優遇を行います。 ・ 市内にある府営住宅へのひとり親家庭等の優先入居について今後とも情報の提供などに努めます。	住宅公園課



3. 経済的支援

《国や社会の動向》

平成27年(2015年)10月の「母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針」の見直しにあたって、経済的支援策は引き続き実施すべき内容として位置づけられました。

平成27年(2015年)4月に「生活困窮者自立支援法」が施行され、経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある人を対象に「生活困窮者自立支援制度」が実施されました。

《アンケート調査やワークショップの結果より》

経済的な暮らし向きについては、母子家庭、父子家庭とも「苦しい」「やや苦しい」という人が母子家庭の68.6%、父子家庭の63.7%を占めています。年間の総収入額が200万円未満という家庭が母子家庭の58.5%、父子家庭の54.5%、寡婦の40.5%を占めています。

就労収入が少ないことに困っている人が多く、今後の生活に対して90%近い人が何らかの不安を感じています。また、ひとり親家庭等に対する支援策として望むことでは、就学援助や年金・手当の充実、医療費負担の軽減等が最上位にあります。

《基本方針》

世帯収入が少ないひとり親家庭等の生活の安定を図るため、経済的支援を目的とする各種制度に関する情報の提供に努めるとともに、他の自立支援施策との連携を図りながら、適正な給付・貸付業務の推進を図ります。

施策・事業	実施内容	窓口・担当
各種制度の周知	・ひとり親家庭等の経済的負担の軽減に役立つ各種制度について、広報紙やウェブサイトなど、様々な媒体・機会を通じて周知に努め、利用促進を図ります。	生活福祉課
児童扶養手当の支給	・ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進に寄与し児童の福祉の増進を図るため、児童扶養手当制度に関する情報提供を行いながら、適正な支給業務を実施します。	生活福祉課



第4章 具体的な取り組み

施策・事業	実施内容	窓口・担当
母子・父子・寡婦福祉資金の貸付	・ひとり親家庭及び寡婦の自立の促進に向けて、母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度に関する情報提供や相談を行い、適正な貸付業務を実施します。	生活福祉課
ひとり親家庭医療費の助成	・ひとり親家庭の親や児童、両親のいない児童や養育者に対し、医療保険の自己負担額の一部を助成することにより、経済的な負担を軽減し、親子の健康の保持増進と福祉の増進を図ります。	生活福祉課
子どもの教育・進学援助	・所得の少ない家庭における児童・生徒の学校・幼稚園への就学・就園を援助し、経済的負担の軽減を図るため、要件を満たした方に就学援助費、就園奨励費を支給します。 ・進路選択支援事業などを通じて、高校、大学や専門学校などへ進学する際に必要な教育資金について修学資金や就学支度資金（母子・父子・寡婦福祉資金）などの貸付制度や奨学金制度に関する情報を提供します。	学務課 生活福祉課



4. 就労支援

《国や社会の動向》

平成25年(2013年)3月に「母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法」が施行され、母子家庭の母及び父子家庭の父の就業を確保するための支援に特別の配慮がなされたものとしなければならないことなどが規定されました。

《アンケート調査やワークショップの結果より》

母子家庭の母親の91.7%、父子家庭の父親の全員が何らかの形で就労していますが、正社員・正規職員の割合は母子家庭の32.1%、父子家庭の50.0%となっています。

収入がよくないこと等を理由として、働いている母親の28.9%、父親の27.3%が転職を希望しています。また、就職時の問題点として条件に合った求人がないこと、資格や技能を持っていないこと、年齢制限があることなどの回答が多く見られます。

現在働いていない母親の71.4%が就労を希望しています。一方、働くことを考えていない母親については健康面で働けないとの回答が多く見られます。

《基本方針》

ひとり親家庭等が十分な収入を得て、自立した生活を送ることができるよう、職業能力の向上や資格取得の支援、雇用の促進など、関係機関や企業・事業所との連携・協力のもとに就労支援体制の充実に努めます。

施策・事業	実施内容	窓口・担当
地域就労支援事業の推進	・ひとり親家庭の親等で働く意欲・希望がありながら雇用・就労を妨げる様々な阻害要因を抱える就職困難者等を対象に、就職支援コーディネーターが一人ひとりに応じたメニューを提供するなど、関係機関と連携を図りながら、雇用・就労のための支援を行います。	産業観光課
職業能力開発事業の実施	・母子家庭の母を含む就職困難者等を支援するため、大阪府母子寡婦福祉連合会やハローワークが開催するパソコン講習会や就職セミナー等の就労支援講習会の情報提供、申込受付を行います。	生活福祉課
特定求職者雇用開発助成金の給付	・ハローワークや職業紹介事業者の紹介により、母子家庭の母を含む就職困難者等を継続して雇用する労働者として雇い入れた事業主に対し、国が特定求職者雇用開発助成金を給付します。	生活福祉課



第4章 具体的な取り組み

施策・事業	実施内容	窓口・担当
福祉から就労支援事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> 母子・父子自立支援プログラム策定員による支援など、生活保護受給者や児童扶養手当受給者を対象とする福祉から就労支援事業の円滑な実施に向け、ハローワークや関係機関との連携強化に努めます。 	生活福祉課
母子・父子自立支援プログラム策定員等による情報提供及び支援	<ul style="list-style-type: none"> 母子・父子自立支援プログラム策定員及び母子・父子自立支援員が、ひとり親家庭の就労相談に応じ、ハローワークと連携して実施する母子自立支援プログラム事業につなぎ、ニーズに応じた求人情報の提供を行うことで、早期自立に努めます。 児童扶養手当現況届受付時において、母子・父子自立支援プログラム策定員、母子・父子自立支援員またはハローワーク出張職員によるひとり親家庭に対する就労相談を実施し、自立を支援します。 	生活福祉課
ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金の支給	<ul style="list-style-type: none"> 自立支援教育訓練給付事業の対象となる講座の修了者に対し、受講費用の一部を助成します。 事業の実施にあたっては、講座終了後の就労状況の把握や資格等の取得後の就労支援などをあわせて進めるなど、効果的な実施に努めます。 	生活福祉課
ひとり親家庭高等職業訓練促進費の支給	<ul style="list-style-type: none"> 母子・父子自立支援員による事前相談を受け、看護師、保育士など、就職に結びつきやすく経済的自立に効果的な資格を取得するために、1年以上養成機関で受講するひとり親家庭の親に対して、生活の負担軽減を図るため、養成訓練の修業期間について高等職業訓練促進費を支給します。 利用者の増加をめざし、事業の周知を図ります。 	生活福祉課
技能習得資金・生活資金の貸付	<ul style="list-style-type: none"> ひとり親家庭の親や寡婦が、就労等に必要な知識や技能を習得するための費用や習得（訓練）期間中の生活資金の貸付について情報提供、相談に努めます。 	生活福祉課
就労促進と啓発活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ひとり親家庭の親や寡婦が継続して事業を行う場合の資金の貸付について情報提供、相談に努めます。 ひとり親家庭等の人権が不当な差別や偏見により侵害されることのないよう公正採用選考人権啓発推進員制度の周知及び研修会等の情報提供を行います。 	生活福祉課 人権推進課



5. 養育費の確保に向けた支援

《国や社会の動向》

平成27年(2015年)10月の「母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針」の見直しにあたって、養育費の確保及び面会交流の支援の強化が都道府県及び市町村等が講ずべき内容として追加されました。

《アンケート調査やワークショップの結果より》

母子家庭で何らかの形で養育費を受け取っている家庭は17.7%、養育費に関する取り決めをしている家庭も27.8%にとどまっており、大きく進展が見られません。養育費を受け取っていない理由としては、相手に支払う意思や能力がなかったから、関係を断ち切りたかったからとするものが多くを占めています。

また、養育費を受け取っている家庭の半数近くが、1か月または1回あたりの平均養育費が3万円～6万円未満と答えています。

《基本方針》

ひとり親家庭の子どもが養育費を得られるよう、相談支援・情報提供体制の整備を図るとともに、養育費についての広報・啓発活動の充実に努めます。

施策・事業	実施内容	窓口・担当
養育費に関する社会的認識の醸成	・「養育費の負担は児童の親として当然の義務である」との社会的認識が深まるよう、母子福祉関係団体や関係機関と連携し、多様な機会を通じて広報・啓発活動を推進します。	生活福祉課
養育費の取得に向けた情報提供	・離婚前相談時に、養育費の取得手続きや取り決め方法に関する情報提供を行います。 ・養育費に関するパンフレット・チラシ等の配布を進めます。	生活福祉課
母子・父子自立支援員の相談技能の向上	・養育費についての相談等に応じるために、府など関係機関が行う、母子・父子自立支援員や関係職員を対象とする研修に積極的に参加し、相談技能の向上に努めます。	生活福祉課
法律相談の実施	・養育費の取り決めや履行の確保、多重債務問題など、法律に関する問題について、弁護士等による専門相談を実施します。	産業観光課



6. 人権尊重・啓発・教育

《国や社会の動向》

ひとり親家庭等をめぐる課題の中には、離婚等に至る事情や生活実態への理解が不十分なまま、その人権が尊重されないことに起因するものもあり、また、結婚や離婚、未婚などに対する固定的な価値観や先入観により、ひとり親家庭等に対する偏見や差別も見られます。

ひとり親家庭等の親と子どもが生活を送るうえで、だれもが個人として尊重され、その個性や意欲、能力を活かしながら自己実現を図ることができる社会を築く必要があります。

《アンケート調査やワークショップの結果より》

ひとり親家庭等を取り巻く泉南市の環境として、「ひとり親家庭等を温かく見守る雰囲気がある」と感じる人は、母子家庭の8.8%、父子家庭の13.6%にとどまっています。

ひとり親家庭等であるために嫌な思いをした経験のある人は母子家庭の40.9%、父子家庭の27.3%、寡婦の19.0%を占めており、母子家庭では就職時やとなり近所のうわさなどで嫌な思いをした人が多く見られます。

《基本方針》

ひとり親家庭等が社会を構成する一つの家族形態として尊重され、その人権が侵害されることのないよう、市民意識の啓発に努めるなど、人権行政の推進に努めます。

また、家族の大切さなどについて考える場をひろく提供していくとともに、離婚に直面する市民などへの相談支援体制の充実に努めます。

施策・事業	実施内容	窓口・担当
ひとり親家庭の人権の尊重	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会員企業に対し、公正採用選考人権啓発推進員制度の周知を図るとともに、研修会等の開催についての情報提供を行います。 ・ 「せんなん男女平等参画プラン」の推進を通じて、ひとり親家庭を含め多様な家族形態についての理解を深める施策の推進を図ります。 	人権推進課



施策・事業	実施内容	窓口・担当
人権教育・啓発の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人権啓発リーダー養成講座やヒューマンライツセミナーの実施などを通じて、人権教育・人権啓発の取り組みを推進します。 ・ 男女平等参画社会づくり講座の実施や情報誌「Step」の発行をはじめ、男女共同参画社会の実現に向けた啓発活動を推進します。 	人権推進課
DVに関する相談・援助	<ul style="list-style-type: none"> ・ 離婚の原因の一つである配偶者等からの暴力（DV）に関する相談に応じて、安全の確保や秘密の保持等に配慮しつつ緊急性を判断し、必要な指導・援助を行います。 ・ 「泉南市配偶者からの暴力防止連絡会議」における関係機関の連携強化を図ります。 ・ 配偶者暴力相談支援センターなど、関係機関との連携強化に努めます。 	生活福祉課 人権推進課
家族に関する意識啓発と講座等の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ ひとり親家庭等も含めて多様な家族形態、生活形態があることが市民一人ひとりに理解され、尊重されるよう、講座や情報誌・リーフレットなど多様な媒体を通じて、市民意識の啓発に努めます。 	人権推進課



第5章 推進体制と進行管理

1. 関係機関・各種団体との連携

ひとり親家庭等の自立支援を推進するため、市役所関係各課や関係機関による緊密な連携を通じて、総合的・計画的な施策の推進に努めます。また、泉南市母子寡婦福祉会をはじめとする関係団体や市民との連携・協力を努め、ひとり親家庭等の自立に向けた支援ネットワークの構築をめざします。

特に、ひとり親家庭等の就労に関しては、民間企業・事業者の協力が不可欠なことから、商工会などの経済団体や民間企業・事業者に対し、ひとり親家庭等の就労に関する普及・啓発に努め、理解と協力を求めます。

また、施策・事業の円滑な推進に向けて、国、大阪府、関係機関等との連携を強化するとともに、各種制度の充実や財源の確保、雇用促進施策の強化等についてこれら機関に要請していきます。

2. 計画の進行管理

本計画に基づく施策を計画的かつ実効性をもって推進するため、市民の参画のもとに計画の進捗状況などの定期的な評価を行うとともに、市民の意見・要望・提案などの把握に努めます。

また、各年度における計画の進捗状況の把握と施策の充実・見直しについて庁内協議を進めるとともに、その結果を広報紙など多様な媒体を通じて周知を図るなど、計画の円滑な推進に努めます。

さらに、今後、ひとり親家庭等を取り巻く環境の変化や国における関係法令の改正など、ひとり親家庭等に関する施策の枠組みの変化などに対して、状況変化を的確に踏まえた計画の見直しを行うとともに、新たなニーズに対応した施策の検討など、柔軟で効率的な施策の展開を図ります。

参 考 資 料

1. 計画策定の経過と体制

(1) 計画策定の経過

日 時	内 容
平成29年 (2017年) 7月24日	<u>第3次泉南市ひとり親家庭等自立促進計画策定委員会（第1回）</u> ・ 計画策定の進行管理について ・ 第二次計画の検証について ・ アンケート調査について
8月～9月	ひとり親家庭等の生活と意識に関する調査（アンケート）の実施
8月25日	第3次泉南市ひとり親家庭等自立促進計画にかかるワークショップ
10月30日	<u>第3次泉南市ひとり親家庭等自立促進計画策定委員会（第2回）</u> ・ 第3次計画の方向性について ・ 基礎調査の実施状況について ・ 第二次計画の実施状況について
12月8日	<u>第3次泉南市ひとり親家庭等自立促進計画策定委員会（第3回）</u> ・ 第3次計画原案について ・ その他議案について
平成30年 (2018年) 2月～3月	パブリックコメント手続きにより意見募集（2月1日～3月2日）
3月6日	<u>第3次泉南市ひとり親家庭等自立促進計画策定委員会（第4回）</u> ・ パブリックコメントの結果 ・ 計画最終案の検討
3月	第3次泉南市ひとり親家庭等自立促進計画 策定



(2) 計画の策定体制

泉南市ひとり親家庭等自立促進計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年7月1日法律第129号)第12条の規定に基づき、泉南市ひとり親家庭等自立促進計画を策定するため、泉南市ひとり親家庭等自立促進計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、ひとり親家庭等自立促進計画策定に関する事項について検討するものとする。

(構成)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員7名以内で組織し、市長が委嘱又は任命する。

(1)関係団体の代表者

(2)関係行政機関の職員

(3)前2号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

2 委員の任期は、委嘱された日から当該年度末までとする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長1名を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が召集し、会議の議長となる。

2 第1回委員会の会議の招集は、前項の規定にかかわらず、市長が招集する。

3 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

4 会議は、委員のうち過半数の出席者により成立とする。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、生活福祉課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が定める。

附則

この要綱は、平成19年9月7日から施行する。

附則

この要綱は、平成24年7月30日から施行する。

附則

この要綱は、平成29年6月30日から施行する。

第3次泉南市ひとり親家庭等自立促進計画策定委員会委員名簿

区 分	氏 名	所 属 団 体	備 考
関係団体	滝 本 美津代	泉南市母子寡婦福祉会	委員長
	上 山 忠	泉南市民生委員児童委員協議会	
	筑 紫 宥 亮	泉南市社会福祉協議会	
関係行政機関	山 村 寿 美	泉佐野公共職業安定所	副委員長
	原 淳 子	大阪府母子寡婦福祉連合会	
一般公募	松 本 喜美江	市民	

2. 関係機関等における取り組み状況

ひとり親家庭等に関わる関係機関・団体等による平成29年度(2017年度)における取り組み状況は次のとおりです。

機関・団体名等	取り組み	内 容
泉南市社会福祉協議会	ひとり親家庭パソコン教室	10月～12月の土曜日、あいぴあ泉南 テキスト代 2,592円
	ひとり親家庭児童レクリエーション事業	夏休み期間中、大阪府外等、参加費ひとり1,000円
	ひとり親家庭児童義務教育入学祝金支援事業	3月上～中旬、小、中学校入学時、祝い金2,000円
	生活福祉資金の貸付	総合支援資金や福祉資金等、各種資金について、社会福祉協議会で随時申し込みを受け付け ※貸付条件あり
民生委員児童委員	総合相談・支援	担当地域において、日常的にひとり親家庭等の見守りや、生活課題に関する様々な相談業務を実施
泉南市母子寡婦福祉会	泉南市母子寡婦福祉会総会	隔年5月、あいぴあ泉南
	大阪府母子家庭母の集い	7月、ドーンセンター
	泉南市母子寡婦福祉会夏まつり	8月、紀泉わいわい村 大人1,000円、子ども500円、幼児 無料
	泉州ブロック交流事業	11月、忠岡町（毎年変わります） 母子家庭の集い
	親子クッキング	12月、大阪ガス淀屋橋校、無料
	ひとり親家庭クリスマス会	12月、あいぴあ泉南、参加費100円
	大阪府母子寡婦福祉大会	2月、エルおおさか
	入学祝品贈呈	3月末～4月初、小学校入学時と中学校卒業時祝品（ランドセルなど）



機関・団体名	取り組み	内 容
社会福祉法人 大阪府母子寡 婦福祉連合会	正・准看護師試験 受験対策講座	4月～1月の土曜日、関西看護医療予備校 ひとり親家庭の母または父 正看：80,000円、准看：55,000円 筆記テスト、面接あり
	介護職員初任者研修	7月～11月の土曜日、全16回、関西看護医療予備校 母子家庭の母・母子家庭の父・寡婦 10,000円 往復ハガキにて申込
	介護職員初任者研修	9月～12月の日曜日、全16回 東大阪市男女共同参画センターイコラム (実習(6回)未来ケアカレッジ布施校) 母子家庭の母・母子家庭の父・寡婦 10,000円 往復ハガキにて申込
	調剤事務管理士	9月～11月の日曜日、全8回、検定日11月の土曜日 東大阪市男女共同参画センターイコラム 母子家庭の母・母子家庭の父・寡婦 13,000円 往復ハガキにて申込
	医師事務作業補助者養成	1月～3月の土曜日、全8回 大阪府谷町福祉センター 母子家庭の母・母子家庭の父・寡婦 8,000円 往復ハガキにて申込
	日商簿記3級受験対策	9月～11月の土曜日、全10回 ヒューマンアカデミー梅田校 梅田第2教室 母子家庭の母・母子家庭の父・寡婦 5,000円 往復ハガキにて申込
	パソコン初級ワード試験対策	9月～10月の土曜日、全7回 大阪府谷町福祉センター 母子家庭の母・母子家庭の父・寡婦 5,000円 往復ハガキにて申込
	エクセル試験対策とワードの基礎知識	11月～1月の日曜日、全8回 高槻市立総合市民交流センター 母子家庭の母・母子家庭の父・寡婦 7,000円 往復ハガキにて申込
	パソコン初級エクセル試験対策	2月～3月の土曜日、全7回 大阪府谷町福祉センター 母子家庭の母・母子家庭の父・寡婦 5,000円 往復ハガキにて申込

※全講座、保育あり。就職セミナー受講必須



機関・団体名	取り組み	内 容
社会福祉法人 大阪府母子寡 婦福祉連合会	ひとり親家庭相談	月～土 10:00～16:00 大阪府谷町福祉センター 電話や面接による生活相談・離婚前相談、無料
	法律相談	第2土曜日と奇数月原則第3木曜日（要予約） 大阪府谷町福祉センター 弁護士による相談（電話相談も可）、無料
	養育費相談	火・木 10:00～15:00（要予約） 大阪府谷町福祉センター、無料
	職業相談	月～土 10:00～16:00（要予約） 大阪府谷町福祉センター 無料、面接時等にスーツの貸し出し有
ハローワーク 泉佐野	職業相談・職業紹介	ハローワークにて随時、無料
	求職活動支援セミナー	各セミナー月1回、ハローワーク、無料 求職者（「職業興味検査」「ビジネスマナーと第一印象UP」セミナーはおおむね35歳までの求職者） セミナー内容 「職業訓練のご案内」「求職活動きほんのき」 「面接マナー講座」「職業興味検査」 「ビジネスマナーと第一印象UP」
	特定求職者 雇用開発助成金	ハローワークにて随時、無料 母子家庭の母等の就職困難者を雇い入れた事業所（条件有） 事業主への助成金で就労支援
	トライアル雇用助成金	ハローワークにて随時、無料 母子家庭の母等を試行的に雇い入れた事業所（条件有） 最長3か月間、トライアル雇用した事業主への助成金で就労支援
	生活保護受給者等就労 自立促進事業	ハローワークにて随時、無料 生活保護受給者、児童扶養手当受給者等 泉南市と連携
	生活保護受給者等就労 自立促進事業（巡回相 談）	毎月第2金曜日、泉南市役所、無料 生活保護受給者、児童扶養手当受給者等 泉南市と連携
	公共職業訓練（高等職 業技術専門学校）	4月、10月入校 大阪府内各高等職業技術専門学校 有料科目・テキスト代等実費有 求職者（科目により年齢制限有）

機関・団体名	取り組み	内 容
ハローワーク 泉佐野	公共職業訓練（大阪府委託訓練事業）	4月、6月～3月入校、大阪府内各訓練実施施設 テキスト代等実費有 求職者（科目により年齢制限有、科目及び開催月により【託児付】【ひとり親家庭の父母優先枠】有） 【託児付】【ひとり親家庭の父母優先枠】有訓練科目（開催月により異なる）：経理事務基礎科、パソコン事務+W e b 基礎科、介護職員初任者養成研修科、総務・経理事務基礎科、医療・調剤事務科
	公共職業訓練（独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 大阪支部）	4月～3月入校、ポリテクセンター関西 テキスト代等実費有 求職者（科目により年齢制限有）
	求職者支援訓練（求職者支援制度）	4月～3月入校、大阪府内各訓練実施施設 テキスト代等実費有 条件により職業訓練受講給付金支給

3. 用語の解説

用 語	解 説
あ 行	
NPO (エヌピーオー)	Non Profit Organizationの略で、民間非営利団体と訳されます。日本においては、市民が自主的に組織し運営する、営利を目的としない市民活動団体という意味で用いられる場合が多く見られます。平成10年12月に施行された「特定非営利活動促進法（通称：NPO法）」により法人格を取得した団体を特定非営利活動法人（NPO法人）といいます。
か 行	
協働 (パートナーシップ)	市民と行政（または市民と行政、企業）がそれぞれの持つ特性を生かし、補い合い、協力し合い、連携して地域活動や公共的課題の解決にあたること。
公正採用選考人権 啓発推進員制度	日本国憲法に明記される「職業選択の自由」を保障し、すべての人々の就職の機会均等が保障されるためには、企業において人権問題を正しく理解し、応募者本人の適性と能力に基づく公正な採用選考を行う必要があることから設けられた制度。公正採用選考人権啓発推進員は、一定規模の事業所に設置され、適正な採用選考システムの確立や企業内の従業員に対する人権研修等の実施等を推進します。
さ 行	
社会福祉協議会	社会福祉法で規定されている社会福祉団体で、民間組織としての自主性と地域住民や社会福祉関係者に支えられた公共性という2つの側面を持ち、地域の福祉課題の解決に取り組み、住民が参加する福祉活動を推進する役割を担っています。
た 行	
男女共同参画	男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、この結果、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受でき、共に責任を担うこと。
DV（ドメスティック・バイオレンス）	Domestic Violenceの略で、家庭内暴力と直訳されますが、一般的には家庭内に止まらず親密な関係における男女間での暴力を意味します。身体的暴力に限らず、心理的な暴力も含まれます。
は 行	
ファミリーサポート センター	「子育てを応援したい人」と「子育ての応援をしてほしい人」が会員登録し、育児の相互援助活動を行えるよう支援する事業。具体的には、事務所を設置し、会員同士の仲介をします。
母子・父子自立支援員	母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づき、配偶者のない親で現に児童を扶養している人及び寡婦に対し相談に応じ、その自立に必要な情報提供及び指導または、職業能力の向上及び求職活動に関する支援を行う人のこと。



用 語	解 説
母子・父子自立支援プログラム策定員	児童扶養手当受給者の自立に向け、ハローワーク等と連携して就労等に関する相談を受け、支援を行う人のこと。
母子父子福祉推進委員	市町村母子福祉会の推薦により知事により委嘱され、ひとり親家庭等からの相談に応じるとともに、母子・父子自立支援員や福祉事務所等関係機関との適切な連携により、ひとり親家庭等の福祉の増進に向け活動する人のこと。
ボランティア	個人の自由な意思によって金銭的对価を求めず、社会的貢献を行うこと、及びそれに携わる人のこと。
ま 行	
民生委員児童委員	民生委員法に基づき厚生労働大臣により委嘱され、地域住民に対する見守りや生活課題に関する様々な相談等、行政や関係団体と協力しながら支援を行う人。なお、民生委員は児童福祉法第16条第2項の規定により児童委員も兼ねており、特に主任児童委員は児童福祉に関することを専門に担当しています。

第3次泉南市ひとり親家庭等自立促進計画

平成30年(2018年)3月

《編集・発行》

泉南市健康福祉部生活福祉課

〒590-0592 泉南市樽井一丁目1番1号

電話(072)483-3472



泉南市マスコットキャラクター「泉南熊寺郎」^{せんなんくまじろう}“せんくま”